

かみしほろ 次世代育成支援 行動計画

(平成22年度～平成26年度)



子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち

上 士 幌 町

ご あ い さ つ

本町の次代を担う子どもたちが、豊かな自然に生まれながら、元気に健やかに育つことは保護者の方々のみならず、私たち町民の誰もが望んでいるところであります。

町では、これまで、「子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち」を目指して平成17年3月に「かみしほろ次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、地域全体で子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

幸いにも、本町においては、ここ10年間の出生数に大きな変動はなく、毎年40名前後のお子さんが出生しておりますが、一方で、15歳未満の年少人口が減少し65歳以上の老年人口が増加する「少子高齢化」が年々進行しております。

子どもが少ない社会は、将来的に労働力確保の問題や社会保障費の負担に関する問題、さらには、子ども自身の社会性が生まれにくいことなど、様々な問題を抱えることとなります。

このため、町では、前期計画の取り組みの点検評価や経済社会情勢の変化を踏まえ、後期計画を策定し、結婚や家庭に夢と希望を持つことができ、「子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち」を目指して、更なる各種施策の充実を努めてまいります。

長引く景気の低迷や社会情勢の急激な変化、結婚や出産に関する意識の変化などから、今後も、少子化は進行するものと懸念されておりますが、本町においては、本計画に盛り込まれた施策の着実な実施により地域全体で出産や子育てを支援し、子ども達が上土幌に住んでいて良かったと思えるような、そして、保護者の方々もここで子どもを産んで育てることが楽しく思えるような、子育て支援の充実した町を作っていきたいと考えておりますので、町民皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました「かみしほろ次世代育成支援地域協議会」の委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の方々やニーズ調査にご協力いただいた保護者の方々、そして町民皆様方に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

上土幌町長 竹 中 貢

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の位置付け、計画期間及び実施状況の公表	3
1 計画の位置付け	3
2 計画期間及び実施状況の公表	3
第3節 計画の策定体制	6
1 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施	6
2 「かみしほろ次世代育成支援地域協議会」の設置	6
3 行政機関内部の体制	6
4 町民の意見反映	7
第4節 前期計画の取組みと評価	7
1 施策の点検	7
2 評価	7
3 今後の方向	7
第2章 上土幌町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	8
第1節 少子化の動向	8
1 人口の推移と少子化の動向	8
2 出生の動向	9
3 世帯数及び世帯当たり人員の動向	10
第2節 子育ての状況	11
1 保育サービスの状況	11
2 子育て支援サービスの状況	11
3 小学校・中学校・高等学校の状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
第1節 基本理念と基本的な視点	13
1 基本理念	13
2 基本的な視点	13
3 計画の体系	15
第2部 行動計画	16
第1章 地域における子育て家庭への支援	16
1 保育サービスの充実	16
2 子育て支援サービスの充実	19
3 子育て支援ネットワークづくりの推進	21
4 仕事と子育ての両立に向けた理解の促進	23

第2章	親と子どもの健康の確保と明るい家庭づくり	26
1	安全な妊娠・出産の確保	26
2	親と子の健康の確保	27
3	愛情豊かな親子のきずなづくりの推進	31
4	親と子への医療の提供と療育の充実	33
5	児童虐待防止対策の推進	35
第3章	子どもを健やかに成長させるための教育の充実	38
1	家庭や地域の教育力の向上	38
2	学校教育の充実	40
3	食を通じた人間性の育成	41
4	健全育成の推進	44
5	次代の親の育成	48
第4章	安心して子育てできるまちづくりの推進	49
1	生活環境の整備	49
2	防犯対策の推進	51
3	有害環境対策の推進	52
4	安心して外出できるまちづくりの推進	53
第5章	地域の特色を生かした次世代の育成	56
1	自然とのふれあいを通じた心豊かな次世代の育成	56
2	世代間交流の推進	57
3	地域間交流の推進	58
4	企業等への啓発と関係機関との連携	59
～	資料編	～
	【上士幌町次世代育成支援に関するニーズ調査】	60
	【母子保健に関するニーズ調査】	84
	計画期間中の保育サービス等の目標事業量	90
	かみしほろ次世代育成支援地域協議会委員名簿	91
	かみしほろ次世代育成支援地域協議会設置要綱	92

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

平成元年に、女性が一生の間に生むとされる子どもの数を示す「合計特殊出生率」が、それまでで過去最低の全国で1.57となったいわゆる「1.57ショック」から、少子化という問題が一般的に広く認識されるようになりました。

合計特殊出生率は平成20年に全国で1.37となり、北海道については都道府県別で東京都に次いで2番目に低い水準である1.20となっています。これまで過去最低だった平成17年の全国で1.26、北海道で1.15に比べると若干改善されてはいますが、長期的に人口を安定的に維持できるとされている「人口置換水準」の「2.1前後」を大きく下回る状況が続いており、依然として少子化が進行している状況にあります。

平成16年度版少子化社会白書によると、少子化の原因として、晩婚化、未婚化の進展及び夫婦の出生力の低下が挙げられており、その背景として、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安の増大等が指摘されています。現状のままでは、少子化は今後一層進行するものと予想されます。

少子化は労働力人口の減少をもたらす一方で、人口に占める高齢者の割合を高め、社会保障費の増加に伴う現役世代の所得の減少や生活水準を低下させるといった経済面での影響が予測されます。

また、単身者や子どものいない世帯の増加といった家族形態の変化や子ども同士のふれあう機会の減少など社会面でも大きな影響をもたらすことが懸念されます。

このため、国では急速な少子化の進行に対し官民一体となった総合的な取組を進めるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法律では、都道府県や市町村に対し行動計画の策定を義務付けており、それぞれの地域に根ざした少子化対策を推進することとしております。

町としては、平成13年2月に「上士幌町エンゼルプラン」を策定し、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てやすい環境の整備に努めてきましたが、さらにこの法律を受けて「かみしほろ次世代育成支援行動計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、本町における総合的な少子化対策を行ってきたところです。そして、今般、社会経済情勢の変化や前期計画における取組みの点検評価を踏まえて、「かみしほろ次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、更なる少子化対策の取組みを推進していくものです。



第2節 計画の位置付け、計画期間及び実施状況の公表

1 計画の位置付け

この計画は、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定が義務付けられているものであり、また、「母子保健計画」及び「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日厚生労働省取りまとめ）における「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を包括する計画として位置付けます。

計画の策定にあたっては、まちづくりの総合的な指針である第4期上士幌町総合計画のほか、第1期上士幌町地域福祉計画、第2期障害者福祉計画（第4期上士幌町三愛計画に包含）、第6期社会教育中期計画、上士幌町健康増進計画などにおける、次世代育成支援関連施策と整合性を図っています。

さらに、北海道が制定した「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」と北海道の行動計画である「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」とも連携する内容としています。

2 計画期間及び実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法では、市町村が5年を1期とした行動計画を策定するよう定められています。

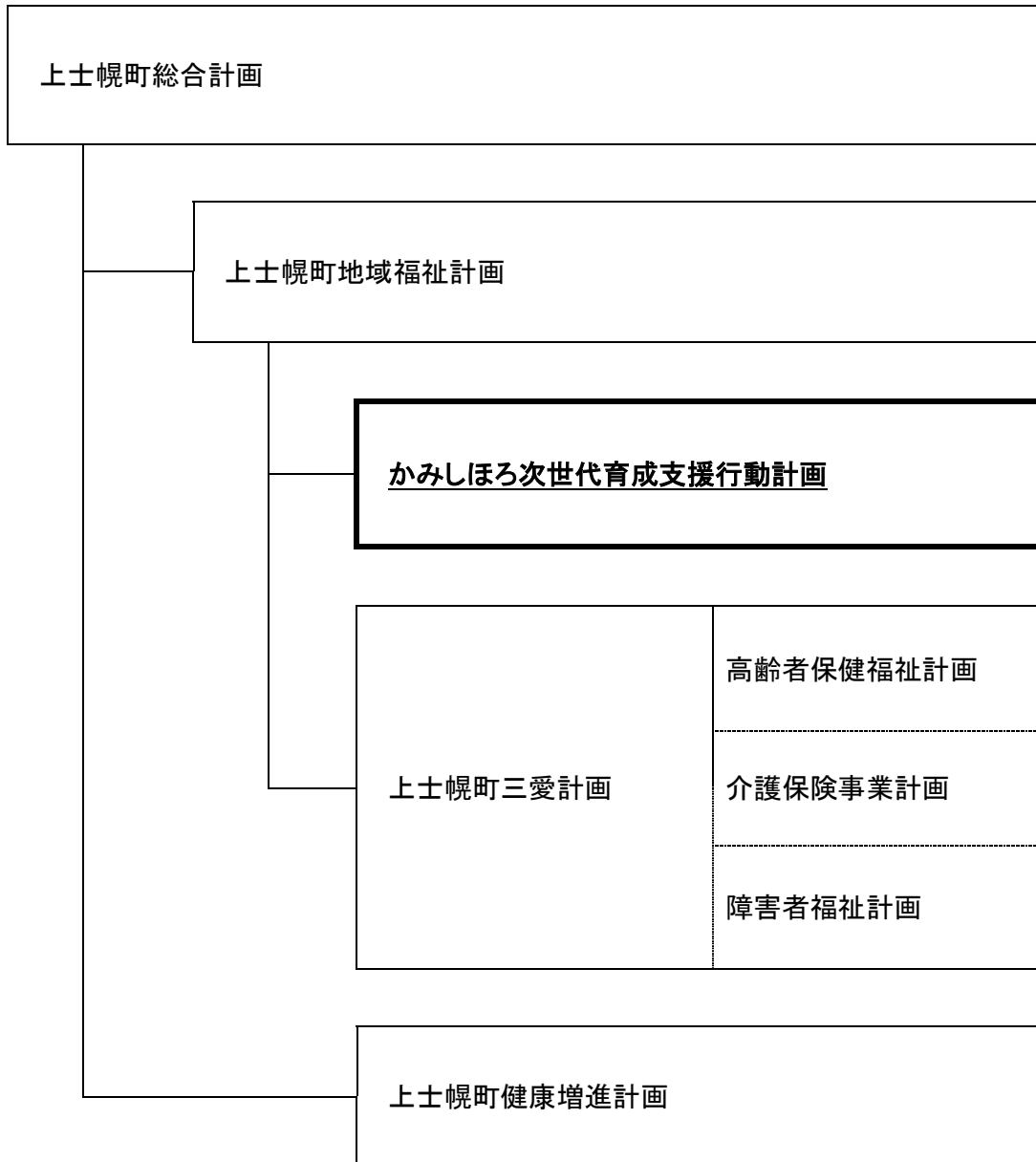
このため、町では、法が効力を持つ平成27年3月31日までを前期・後期の2期に分け計画を策定します。

この計画は、平成22年度から平成26年度までの後期計画となります。

また、計画の推進にあたっては、年度ごとに実施状況を公表することとしています。

・ 関連計画一覧

(相関関係)



(策定期間)

17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
上士幌町総合計画									
(第4期) (H14~H23)						(第5期) (H24~H33)			
上士幌町地域福祉計画									
(第1期) (H18~H22)					(第2期) (H23~H27)				
かみしほろ次世代育成支援行動計画									
(前期計画) (H17~H21)					(後期計画) (H22~H26)				
上士幌町三愛計画									
(第3期) (H18~H20)			(第4期) (H21~23)			(第5期) (H24~26)			
上士幌町健康増進計画									
(第1期) (H22~H24)					(第2期) (H25~)				

第3節 計画の策定体制

1 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

町では、本計画策定のための基礎資料とするため、平成21年7月に就学前及び小学生の子どものいる295世帯に対し、保育サービスの利用状況や子育てに関する意識について次世代育成支援に関するニーズ調査を実施しました。

さらに、就学前の子どものいる世帯について「母子保健に関するニーズ調査」を実施しました。

調査票の回収状況及び有効回収率等については、次のとおりです。

表1 次世代育成支援に関するニーズ調査回収状況

	就学前児童用	小学生用	複合世帯用	総数
配付票 (A)	128	112	55	295
回収票 (B)	77	72	38	187
無効票 (C)	2	2	1	5
有効票 (D) = (B) - (C)	75	70	37	182
有効回収率 (D) / (A)	58.59%	62.50%	67.27%	61.69%

2 「かみしほろ次世代育成支援地域協議会」の設置

本計画の策定にあたっては、保健福祉・保育・教育・商工・労働関係団体からの代表者と公募委員を含む計14名で構成する「かみしほろ次世代育成支援地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置し、審議を行いました。地域協議会は、平成21年6月から計4回開催しました。

3 行政機関内部の体制

計画の策定にあたり、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内にプロジェクト会議を設置し、全庁的な体制の下に計画の策定を進めました。

4 町民の意見反映

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の実施や地域協議会の開催により、町民の意見が反映されるようにしました。

第4節 前期計画の取組みと評価

1 施策の点検

町としては、前期計画において施策の方向として掲げた主な取組みを中心として、各種事業を概ね計画どおり推進してきました。

2 評価

上土幌町での出生数は、最近10年間に於いても一定程度の数で推移しており、ある程度取組みの効果が上がっているとも考えられますが、仕事と家庭の両立のための環境整備は十分とはいえず、社会経済情勢の変化などもあり、若年人口の減少傾向に大きな変化は見られない状況です。

3 今後の方向

このような状況を踏まえ、今後も関係機関との連携強化など、町民、事業者、行政の全ての町の構成員の協働により、一層の取組みの推進が必要であると考えます。

第2章 上士幌町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 少子化の動向

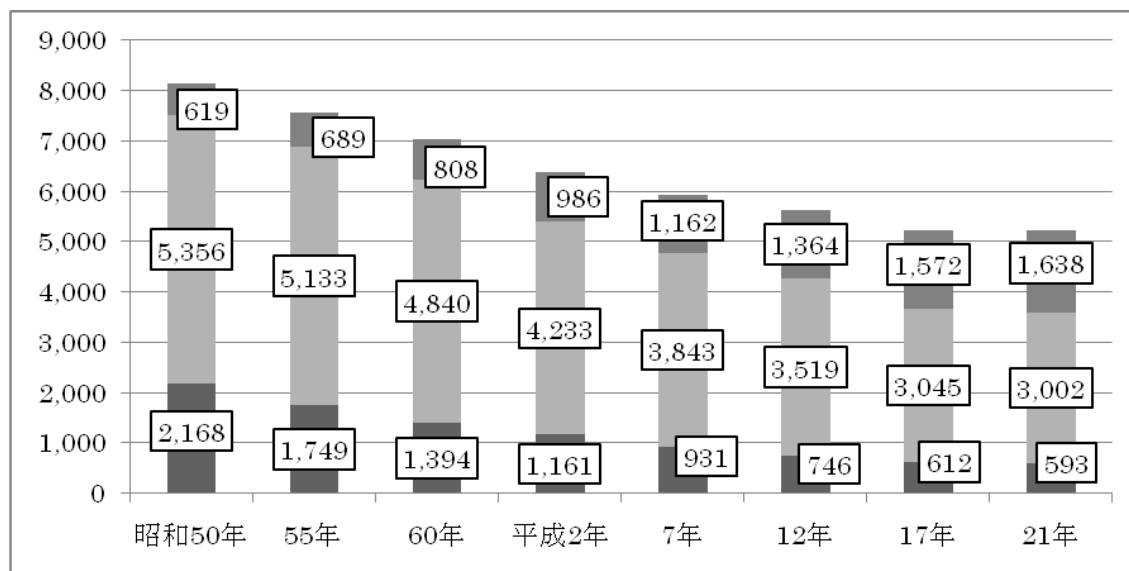
1 人口の推移と少子化の動向

平成21年12月1日現在の住民基本台帳による上士幌町の総人口は、5,239人となっています。このうち、15歳未満の年少人口（15歳未満人口）は、616人で、総人口の11.8%となっています。これは、昭和50年の年少人口（2,168人）と比べると、約35年の間に当時の3割弱にまで減少しており、本町でも「少子化」が進行しています。

また、年少人口の減少と反比例して老年人口（65歳以上人口）は加速度的に増加しており、総人口の減少ともあいまって本町の人口構成は全国規模よりも著しい「少子高齢化」が進んでいます。

図2 人口の推移

（下から「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」）
（単位：人）



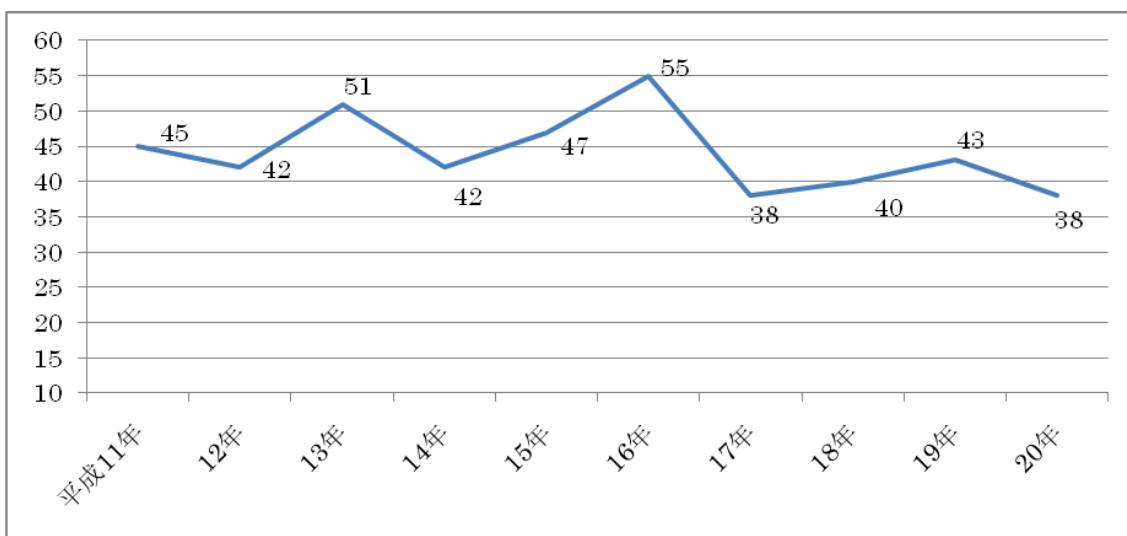
（国勢調査、平成21年は住民基本台帳による12月1日現在の人口）

2 出生の動向

平成11年から平成20年までの出生数の平均は44人で、毎年変動はあるものの40～50人程度で推移しており、平成15年～19年の平均合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）は1.69と全道平均の1.19を上回っています。

図3 出生数の推移

(単位：人)



(住民基本台帳)

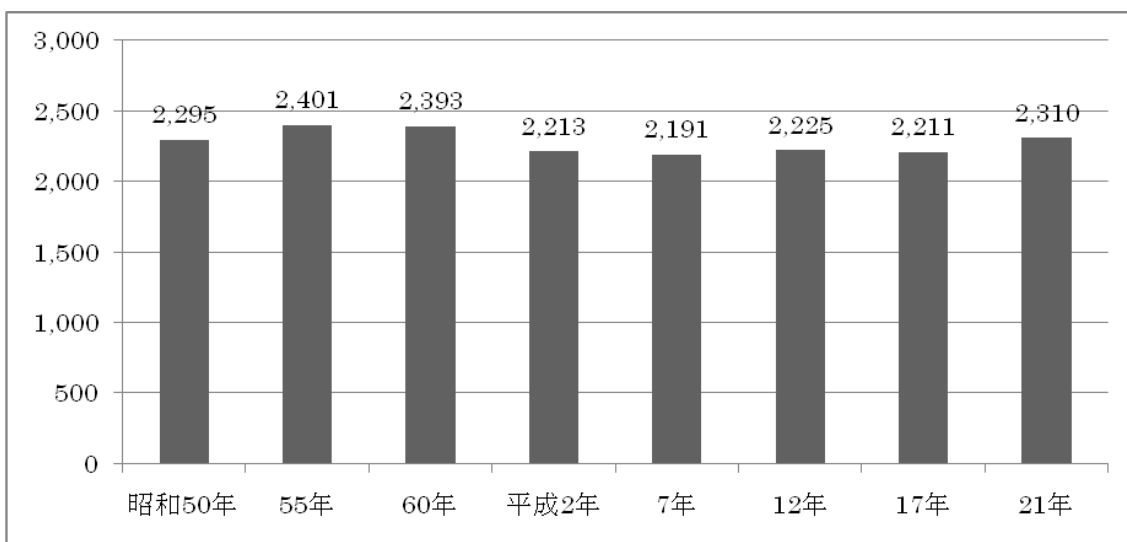


3 世帯数及び世帯当たり人員の動向

世帯数については増減があるものの、大幅な変動はありません。それに対して、世帯当たり人員については年々減少しています。

図 4 世帯数の推移

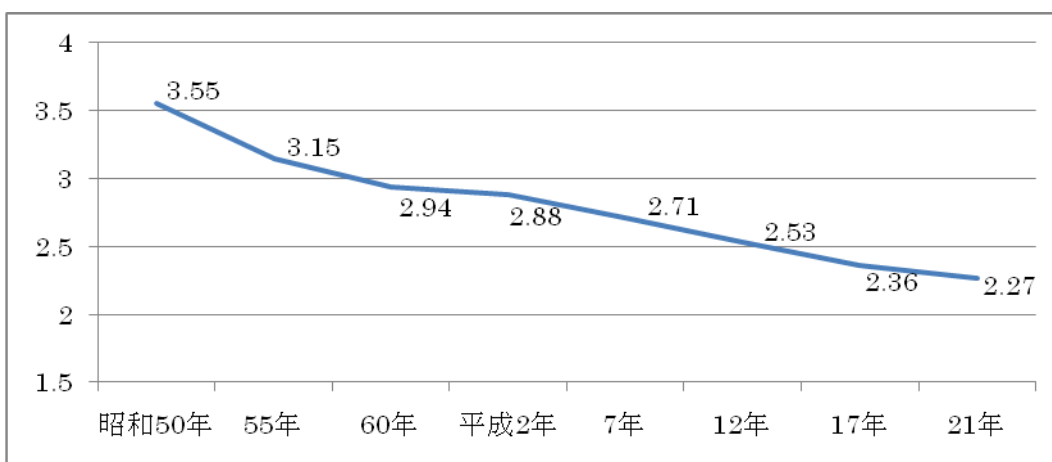
(単位：世帯)



(国勢調査、平成 21 年については住民基本台帳)

図 5 世帯当たり人員の推移

(単位：人)



(国勢調査、平成 21 年については住民基本台帳)

第2節 子育ての状況

1 保育サービスの状況

町内には、公立保育所2か所、私立保育所3か所の計5か所の保育所が設置されています。

このうち、上士幌保育所では、専業主婦家庭などの育児疲れの解消や保護者の急病などに対応するため、一時保育事業を実施しています。

各保育所の入所児童数は、次のとおりとなっています。

図6 町内保育所の概況（平成21年12月31日現在）

設置区分	保育所名	入所児童数（人）
公立	上士幌保育所	117
	萩ヶ岡保育所	11
私立	北居辺保育所	6
	北門保育所	11
	糠平保育所	7

2 子育て支援サービスの状況

地域全体で子育てを支援するための拠点として、平成13年に子育て支援センターを設置しました。

子育て支援センターでは、子育てに不安を持つ親への相談援助や子育てサークルへの支援を行っています。また、療育を必要とする子どもや保護者への支援として平成17年度に児童デイサービスを開始、平成18年度には発達支援センターを設置し、療育を必要とする子どもや保護者への相談や支援を行っています。

3 小学校・中学校・高等学校の状況

町内には小学校が7校、中学校が1校、高等学校が1校設置されています。

各学校の児童・生徒数、学級数は次のとおりとなっています。

図7 町内各学校の概況（平成22年1月31日現在）

区分	学校名	児童・生徒数（人）	学級数
小学校	上士幌小学校	170	10 (うち特別支援学級4)
	上音更小学校	12	5 (うち特別支援学級2)
	北居辺小学校	9	3
	東居辺小学校	8	2
	北門小学校	12	3
	萩ヶ岡小学校	19	3
	糠平小学校	4	2
中学校	上士幌中学校	113	6 (うち特別支援学級3)
高等学校	上士幌高等学校	137	6

※上音更小学校、東居辺小学校は平成22年3月末で閉校



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本的な視点

1 基本理念

第4期上士幌町総合計画では、「豊かな自然と恵まれた環境を守り育てることを基本とし、大地に根付いた地場産業を発展させ、生涯学習の理念により町民と行政との協働による元気なまちづくりを進めていく」ことを目指し、

人が輝き 町が輝く 北の元気まち

を基本目標にまちづくりを進めています。

本計画においても、総合計画の理念に従って、豊かな自然環境の中で本町の次代を担う子どもたちが、健やかに育つことのできる環境整備を図ります。

また、子どもを持つ親やこれから子どもを持つようとする人が、安心して出産や育児をすることができるよう、行政と町民との協働による子育て支援体制の整備を目指します。

人と人がふれあい支えあうことにより、笑顔あふれる元気な子どもたちのはつらつとした姿がまちにあふれることを願い、次の基本理念の下に計画を策定します。

子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち

2 基本的な視点

計画では、次の3つの視点に立ち、次世代育成支援のための施策を展開します。

(1) 子どもの権利が尊重され、健やかに成長できるまちづくり

国は、平成6年に「子どもの権利条約」を批准しており、この条約の精神に照らし、子どもに関わる様々な権利が擁護されるよう各種施策を推進することが必要です。

学ぶ場である教育環境はもちろんのこと、保育サービス等についても直

接的に影響を受けるのは子ども自身であり、子どもの利益が最大限に尊重され健やかに成長できるまちづくりを推進します。

(2) 家庭と子育てに夢と喜びが感じられるまちづくり

家庭や子どもを持つことは自由であり、あくまでも個人の選択であることを前提としつつ、今日の出生率の低下を社会問題と認識し、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てられるよう、子育てに対する支援体制を築くことが重要です。

男女が協力して子育てを行い、家庭と仕事、地域生活のそれぞれの場できいきと活動することができるように施策を進めます。また、こうした環境の中で育てられる子どもたちが心豊かに成長し、自らも家庭や子どもを持ちたいと思えるようなまちづくりを推進します。

(3) 地域がふれあいながら子育て家庭を支援するまちづくり

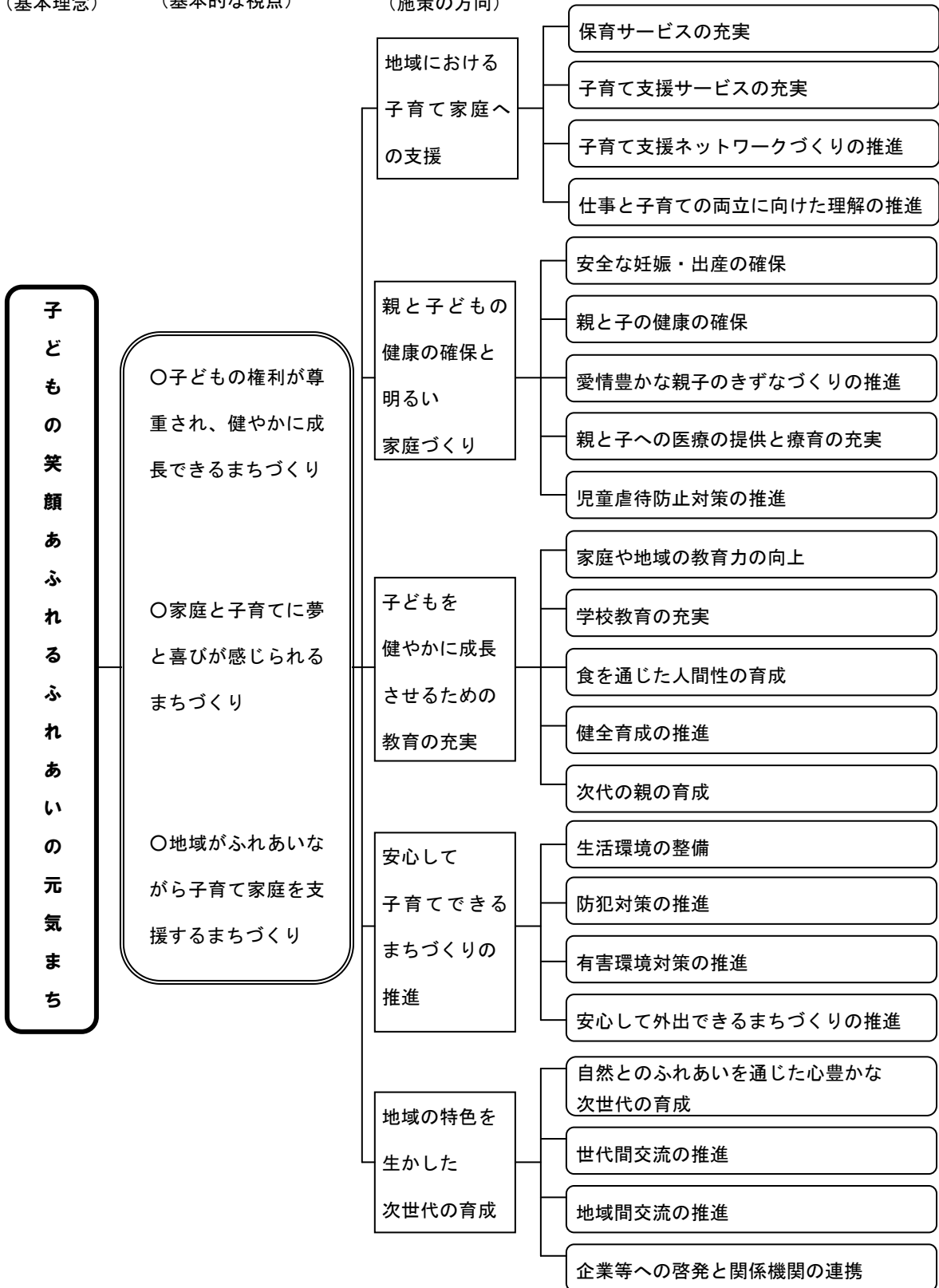
子育てにおいて最も重要な役割と責任を持つのが保護者である、ということ的前提にしながら、子育て家庭を行政や地域、事業所等が担い手となって支援をすることで子育て家庭が抱える負担感や不安感を和らげるとともに、地域全体で子どもたちの健やかな成長を喜びとして分かち合えるまちづくりを推進します。

3 計画の体系

(基本理念)

(基本的な視点)

(施策の方向)



第2部 行動計画

第1章 地域における子育て家庭への支援

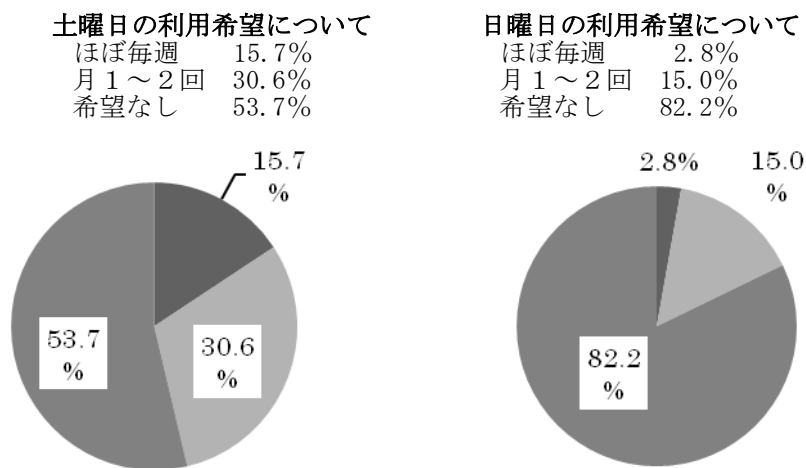
1 保育サービスの充実

[現状と課題]

- 町では、仕事と子育ての両立を支援するために、上士幌保育所を中心として各地域に設置されている保育所との連携を図りながら各種保育サービスの提供を行っています。

町内では上士幌保育所が土曜日に開所していますが、土曜日についてはほぼ毎週利用したいと回答した世帯は、全体の約16%（月1～2回は約31%）となっています。また、現在開所していない日曜日については、ほぼ毎週利用したいという回答は約3%で、月1～2回という回答は約15%となっています。

図8 保育サービスの利用希望



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

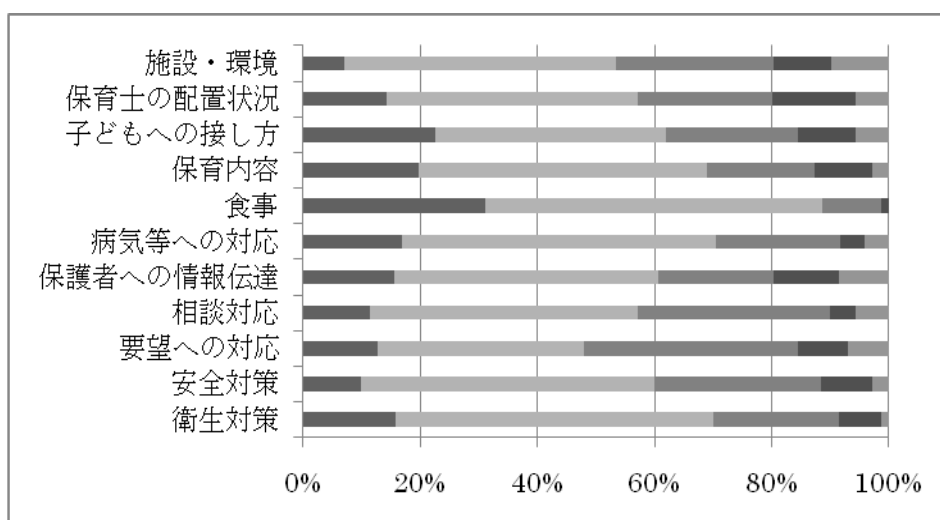
- また、上士幌保育所では0歳児の保育利用ニーズに応え、平成19年度より8カ月児から保育の受け入れを行っています。
- ニーズ調査において、祖父母が同居もしくは近くにいるという回答は全体の約半数にのびます。その場合、約94%が日常または緊急時に子ども

を預けられると回答しており、本町においては、比較的祖父母に子どもを預けられる環境が整っていると考えられます。一方で、子どもを預けられる相手について、親類、友人のいずれもないという回答が約 12%あり、一時的に子どもを預けられるサービスは必要です。

- ・ 上士幌保育所では、保護者の疾病や冠婚葬祭など一時的に保育が必要となる子どものために、平成 14 年度から一時保育事業を実施しています。
また、障がいのある子どもに対して保育の提供を行うために障がい児保育事業を実施しています。
- ・ 上士幌保育所の建物については、昭和 52 年建築で計画期間内に耐用年数（34 年）を経過し、老朽化が進んでいる状況です。
- ・ ニーズ調査で、保育所に対する評価で不満（「やや不満」「大変不満」という回答が最も多かったのは保育士の配置状況（20%）となっており、自由記述でも保育士の配置に不安を感じるという回答が寄せられています。
- ・ 保護者が昼間就労などにより家庭に不在の放課後児童を対象とした保育事業として学童保育所を開設していますが、学童保育所父母の会から時間延長の希望があることから、利用者のニーズを踏まえながら、開所時間等について検討を行う必要があります。

図 9 保育所に対する満足度

(左から「大変満足」「ほぼ満足」「どちらでもない」「やや不満」「大変不満」)



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

[主要施策]

- ・ 日曜日、祝日の保育の要望については、日中一時支援の充実により対応することを目指し、そのために必要な地域の人材発掘を図ります。
- ・ 子どもの年齢に関わらず保育所の利用を希望する保護者のニーズに応えるために乳児の受け入れ（0歳児保育）を引き続き実施します。
- ・ 勤務形態の多様化に伴う一時的な保育、急病や育児疲れの解消等保護者の負担の軽減を図るために一時保育事業の利用促進を図ります。
- ・ 障がいのある子どもの健全な発達のために障がい児保育事業を推進します。
- ・ 上土幌保育所建物について、一部改修や新築整備（子育て支援センター、発達支援センターなどとの複合的な施設）の可能性も含めて必要な調査、検討を行います。
- ・ 保育士については、今後も保育児童の人数に応じた適切な配置を行います。また、町の保育目標に沿って良質な保育を提供し、保護者の方の不安がないように努めます。さらに、研修等への積極的な参加により、職員の資質向上に努めます。
- ・ 学童保育所について、今後とも利用促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえながら、開所時間等の見直しについて検討します。
また、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を図ります。
- ・ 農村部などへの保育ニーズに対応するため、へき地保育所の運営や私立保育所への支援を行います。

2 子育て支援サービスの充実

[現状と課題]

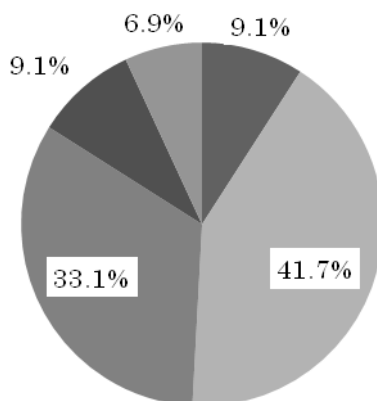
- 近年、家庭において子育てをしている専業主婦などの育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が必要です。

子育て支援センターでは、保育所を利用していない専業主婦家庭などへの支援として、保育士の指導のもと保護者と子どもが一緒に遊ぶことのできる「すくすくの日（0歳児と妊婦対象）」や「のびのびの日（2歳～未就学児対象）」、「なかよしの日（就学前児と妊婦対象）」を開設しています。

育児不安の軽減のほか仲間づくりのためにも、今後とも、利用の促進が必要です。

図 10 子育て（教育）に関する不安感や負担感

全くない	9.1%	非常に感じる	9.1%
あまり感じない	41.7%	何ともいえない	6.9%
なんとなく感じる	33.1%		



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- 保護者の抱える不安や負担の軽減を図るためには、様々な不安に的確に対応するための相談体制の一層の充実が必要です。

そのためには子育て支援センターをはじめ保育所、児童相談所など関係機関の連携が今後とも必要です。

また、母親の子育てに関する負担を軽減するためには、子育てに関する父親の理解を深めることも必要です。

育児サークルとして「よちよちサークル（2歳児までの保護者）」と「ひよこクラブ（2歳児以上の保護者）」が組織されていますが、保護者の孤立化を防ぐためにも育児サークルへの参加促進が必要です。

- ・ 子育て家庭を地域全体で支えるためには、行政などによる子育て支援サービスの充実のみならず、地域住民による日常からの見守り活動や声かけ運動を推進するほか、地域で実施するイベントを活用しながら子育て家庭への支援について普及・啓発を行っていくことも必要です。

[主要施策]

- ・ 保育所を利用していない専業主婦家庭などに、子育て支援センターで実施している「すくすくの日」や「のびのびの日」、「なかよしの日」の利用を促進するとともに、保育所の定期的な一般開放を推進します。
- ・ 子育て支援センターをはじめ保育所、児童相談所など関係機関の連携を図りながら、より一層の相談体制の充実を図ります。
- ・ 関係機関において、サークル活動、講習会の開催などの子育て情報の共有化を図ります。
- ・ 母親の負担軽減のために、男女の役割分担についての社会通念や慣習・しきたりを改めるなど男女共同参画の理念に則り、各種子育て支援事業への父親の積極的参加について働きかけます。
- ・ 保護者の育児による孤立化を防ぐために、育児サークルへの参加など子育て中の親同士の交流を図るとともに、サークル活動への支援を行います。
- ・ 子育て家庭を地域全体で支えるために、地域住民による日常からの見守り活動や声かけ運動の推進を図るとともに、地域で実施するイベントを活用して子育て家庭への支援について普及・啓発を行います。

3 子育て支援ネットワークづくりの推進

[現状と課題]

- ・ 子育て家庭に対して質の高いサービスを効率的に提供するためには、子育て支援サービスのネットワークを形成していくことが必要です。
- ・ 町では、子育て支援関係者のネットワーク化を図るために「子育て支援会議」を設置しています。

「子育て支援会議」は、保育所や教育委員会、児童相談所、保健所などの関係機関で構成されており、個別の子育て家庭への支援や地域が抱える子育てに関する課題の発掘と解決に努めています。

- ・ また、子育てサークル同士や少年会相互の連携促進のほか、町や社会福祉協議会をはじめ地域で行う子育てサービスを支援する人材の確保についても、子育て支援ネットワークづくりの形成に必要です。

町としては、今後、子育てを終えた方々をはじめ、地域で自主的に子育て家庭を支援する人材の発掘と育成に努めるほか、さらには、子育て支援者はもとより親または育児サークルなどが自由に集える場を確保することも必要です。

- ・ 日中一時支援充実のため、平成 20 年度より、地域の人材発掘を目指し、依頼会員、協力会員の登録制により協力会員の自宅での一時預かりや保育所への送迎を行う、かみしほろ子育てサポート事業を実施していますが、会員数が少なくあまり活用されていない現状にあります。

[主要施策]

- ・ 「子育て支援会議」を中心として、今後とも子育て支援関係者のネットワーク化を図ります。
- ・ 子育てサークル同士や少年会相互の連携を推進します。
- ・ 子育て支援に適する人材の発掘や育成・確保に努め、町などが実施する子育てサービスへの協力や地域の子育て家庭に対する自主的支援を促進します。

- 子育て支援関係者の資質の向上を図るための各種研修会に関する情報の提供や参加を促進します。
- 地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発と情報提供を行います。
- 親または育児サークルなどが自由に集える場を確保します。
- かみしほろ子育てサポート事業が活用しやすいように、集団託児への対応を含めた事業形態や、料金設定等、事業内容の見直しを行います。見直しにあたっては、町社会福祉協議会に委託している託児ボランティア事業のあり方とあわせて検討します。



4 仕事と子育ての両立に向けた理解の促進

[現状と課題]

- ニーズ調査によると、出産前後に離職したという回答は約 52%、既に辞めていたという回答が約 19%にのぼり、就労を継続しているという回答は約 29%にとどまっています。離職したという回答のうち、職場における両立支援制度や保育サービスの利用見込、家族の理解などの条件が整っていれば就労を継続していたという回答は合計で約 36%ありました。

図 11-1 出産前後の離職状況

離職した	51.5%
就労を継続している	29.1%
既に離職していた	19.4%

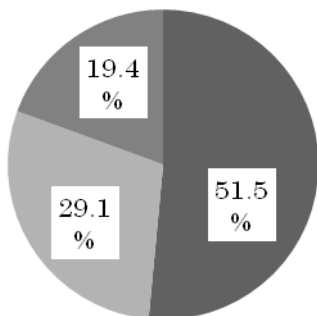
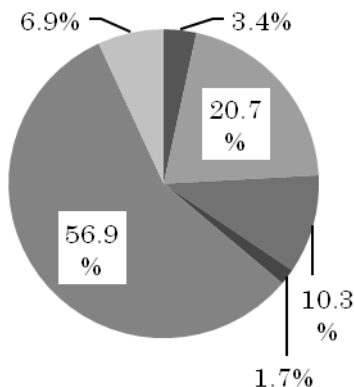


図 11-2 就労継続の可能性

保育サービス利用の見込みがあれば	3.4%
両立支援の環境が整っていれば	20.7%
保育サービスと両立支援の環境の両方が整っていれば	10.3%
家族の理解と環境が整っていれば	1.7%
いずれにせよ辞めていた	56.9%
その他	6.9%



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- 仕事と子育ての両立を支援するためには保育サービスなどの充実のほか、職場の理解と協力が必要です。ニーズ調査において、育児休業制度を取得したという回答は約11%（母親が取得9.8%、父親が取得0.9%）にとどまり、育児休業制度を利用しにくかったという回答はしやすかったという回答の約4倍となっています。

図 12-1 育児休業制度の利用の有無

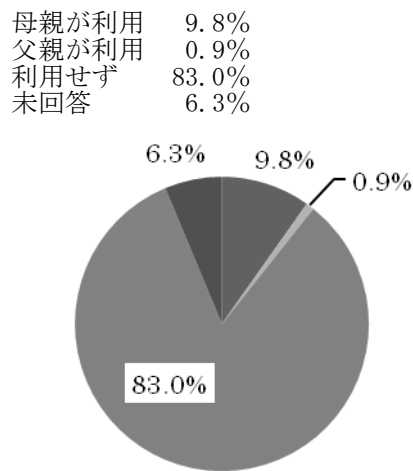
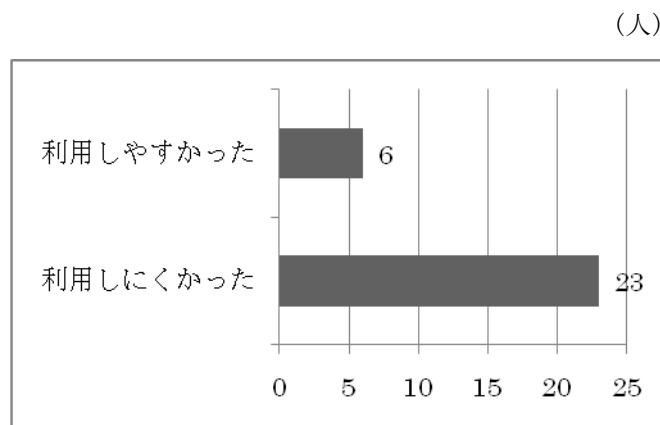


図 12-2 育児休業取得の困難度



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

妊娠や出産・子育てに伴う休暇の取得など各種制度活用に関する事業主の理解促進はもとより、職場全体で子育てを支援する環境づくりが必要です。

- ・ 道の事業である「北海道家庭教育サポート企業等制度」協力企業として、本町では上士幌町農業協同組合、電源開発（株）北海道支店上士幌電力所、（有）花房電気器具店が、それぞれ子育て支援協力の取組みを掲げて登録されています。
- ・ また、本町は農業が基幹産業ですが、女性が子育てと仕事を両立しやすい体制づくりを推進することも必要です。

[主要施策]

- ・ 社会全体での子育て支援に対する意識の醸成を図るため、広く町民を対象とした広報、啓発活動を実施します。
- ・ 仕事を優先する意識を是正し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備のための啓発を実施します。
- ・ 育児休業や子育てに関する年次休暇の取得促進を図るとともに、子育て期間中の短時間勤務の促進などについて、関係機関と連携のうえ企業に働きかけることとします。
- ・ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」協力企業といった事業への登録が、子育て支援について取組むきっかけになると考えられることから、町内企業に対し制度の周知と参加について働きかけます。
- ・ 農村女性の地位向上のため「家族経営協定」の推進を図ります。

第2章 親と子どもの健康の確保と明るい家庭づくり

1 安全な妊娠・出産の確保

[現状と課題]

- ・ 妊娠や出産に関する満足の度合いは、その後の子育てにも大きな影響を与えるため、この満足度を高めることが大切です。

このため、妊娠中の健康管理などを適切に行い、妊娠や出産に関する安全性や快適さを確保することが重要です。

- ・ 健康増進センター「ふれあいプラザ」には、保健師及び栄養士が配置されており、安全で快適な出産に向けた相談対応の実施や妊娠期における適切な健康管理に関する支援を実施しています。

また、妊娠中の健康管理を適切に行うためには、妊婦健康診査の定期的な受診が不可欠であることから、町では、平成20年度から妊婦健康診査費の助成を拡大し、妊婦の方々に健康診査を受けやすい環境を整備したところでは。

さらに、親になるための準備や家族の理解の促進、妊婦同士による仲間づくりを支援するために「パパママ教室」を実施し、安定した妊娠期を過ごすための環境の整備に努めているほか、多くの妊婦の方々が望んでいる母乳育児がスムーズにスタートできるための環境整備や妊娠中の親自身の健康意識の向上の支援についても取り組んでいます。

- ・ 妊娠期の心身の健康管理や子どもの成長発達、育児に支援が必要な家庭については、町と保健所、医療機関が連携して対応する親子支援システムが整備されているほか、消防署への妊婦の方々に関する情報提供により、緊急時の医療機関への搬送を円滑に実施するための体制の整備を図っています。

- ・ 町が実施したニーズ調査では、妊娠や出産に関して、「大変満足している」「ほぼ満足している」と回答した方は、回答者全体の9割以上を占めており、多くの方々が妊娠や出産に関して満足しているものと思われます。

しかしながら、妊婦の方々を取り巻く環境は個々の家庭基盤や育児力などにより多様化しており、養育支援を必要な家庭も増加しています。

- ・ 今後とも、それぞれの方々の状況に見合う支援を行うため、適切な相談対応や関係機関との連携、幅広い施策の実施が必要です。

[主要施策]

- ・ 妊娠から出産、育児を通じて母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進を図るために母子健康手帳を交付します。
- ・ 妊娠期の状況を的確に把握するために妊婦相談を実施し、きめ細かな相談対応を実施するとともに関係機関と連携を図りながら必要な支援を提供します。
- ・ 妊娠・出産に関する不安の解消や必要な知識の提供、妊娠中の生活を健康的で楽しいものとするために保健師や栄養士による母子健康相談の充実に努めます。

また、喫煙や飲酒が低出生体重児の出産リスクを高める可能性や胎児へ及ぼす影響について、妊婦のみならず広く町民にも周知します。

- ・ 親になる準備や家族の理解促進、妊婦の孤立防止などのために「パパママ教室」の利用を促進し、親子の愛着形成や親自身の健康意識の向上に努めます。
- ・ 妊婦健康診査費を助成し、妊婦の方々に妊婦健康診査の定期的な受診を促進します。
- ・ 子どもの成長発達や育児に支援が必要な家庭に対しては、親子支援システムの利用を促進させるとともに、消防署への妊婦の方々に関する情報提供により、緊急時の医療機関への搬送を円滑なものとしていきます。

2 親と子の健康の確保

[現状と課題]

- ・ 親と子が心身ともに健康に過ごすためには、疾病の予防や早期発見はもとより、規則正しい生活リズムやバランスのとれた食生活の確保が重要です。

また、育児や子どもの発達に関する不安を解消することについても、安心した生活を送るためには重要なことであり、このことは、思春期を含む

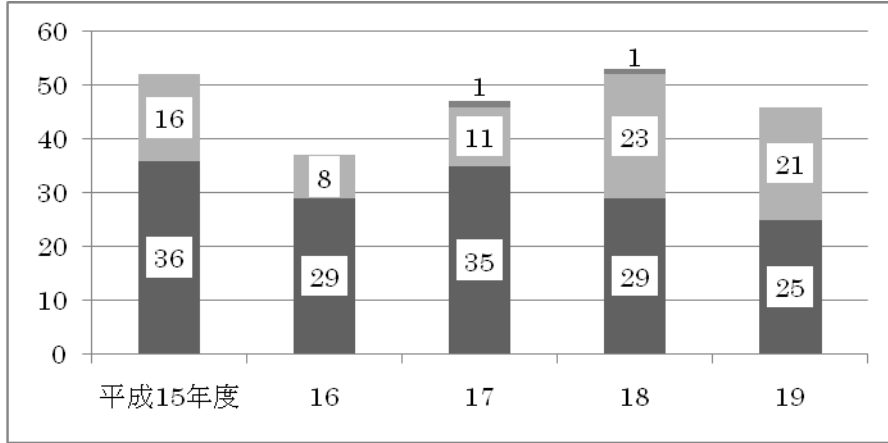
子ども自身の心の問題の予防にもつながります。

- このため、町では、妊娠早期からの訪問指導や健康相談などを実施するとともに、親と子の心身の健やかな成長を確認するための健康診査として「赤ちゃん健診（乳児健康診査）」や「1歳6ヶ月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。また、乳児がいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」や、養育支援などが必要な世帯に対し、「養育支援訪問」を随時実施しています。
- 平成21年度の健康診査の結果では、約5割の方が子どもの発達や育児に関する支援を必要としており、増加傾向にあります。町は、子育て支援センターや発達支援センターを設置していますが、関係機関と連携を図りながら育児や子どもの発達に不安を抱える方々に対して必要な支援を提供しています。

(下から「異常なし」「要支援」「要精検」「要治療」)

図 13-1 1歳6か月児健康診査の状況

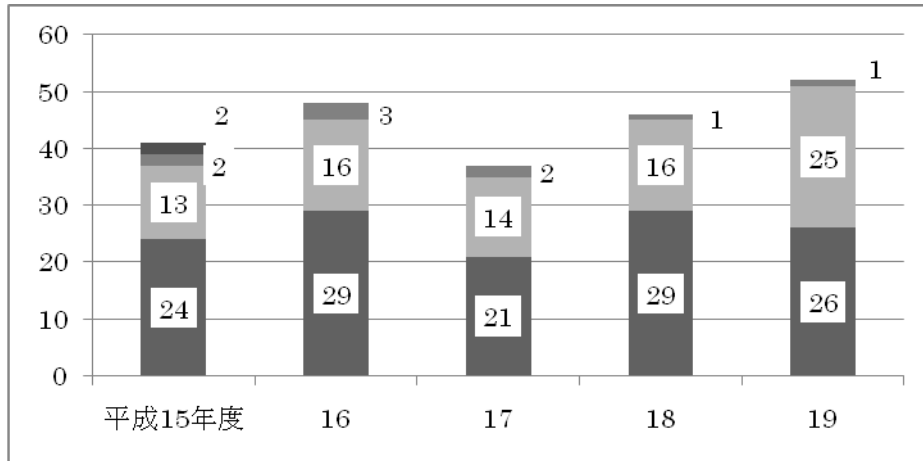
(人)



	異常なし	要支援	要精検	要治療
15	36	16	0	0
16	29	8	0	0
17	35	11	1	0
18	29	23	1	0
19	25	21	0	0

図 13-2 3歳児健康診査の状況

(人)



	異常なし	要支援	要精検	要治療
15	24	13	2	2
16	29	16	3	0
17	21	14	2	0
18	29	16	1	0
19	26	25	1	0

(「町勢の現況」より)

- ・ また、子どもの疾病予防のために各種予防接種の実施及び、むし歯や歯周病の予防のため、「いい歯ピカピカ教室（幼児歯科健康診査）」「歯っぴい教室（歯みがき指導教室）」などを実施しています。
- ・ 偏った食事や生活リズムの乱れは、子どもの心身の発達に影響を与えるのみならず、親自身の生活習慣病の発生に関係するため、適度な運動やバランスのとれた食事、規則正しい生活リズムなどについて、親自身に正しい理解を持たせることが必要です。さらに、母親をはじめとする保護者自身への各種健康診査の受診促進など、保護者の健康管理に対する対応も必要です。
- ・ また、妊娠期における肥満や痩せ過ぎについては、妊娠・出産そのものを困難にする可能性があるだけでなく、胎児の成長にも影響を及ぼします。
特に、若い女性の痩せたいという願望は年々増加傾向にありますが、妊娠期の痩せすぎは、低出生体重児の出産へのリスクを高めると考えられており、妊娠期からのバランスのとれた食生活と適正な健康管理について、助言・指導が必要です。

[主要施策]

- ・ 「赤ちゃん健診（乳児健康診査）」や「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」の実施により引き続き子どもの健康保持に努めます。
- ・ 健康診査の結果、支援が必要と判断される場合は、子育て支援センターや発達支援センターの利用促進を図るとともに医療機関や児童相談所など関係機関との連携を緊密にし、適切な助言・指導を行います。
- ・ 「母子健康相談」など各種相談や「こんにちは赤ちゃん訪問」や「養育支援訪問」などの訪問指導の実施により母親の身体的・精神的な健康を支援するとともに、子どもの発達状況の把握や心の問題の予防に努めます。
- ・ 子どもの生活習慣を確立するためには、保護者自身の生活習慣の見直しと確立が必要であることから、「もぐもぐ教室（離乳食実習）」「ぱくぱく教室（幼児食前期実習）」「わくわく教室（幼児食後期実習）」「子ども料理教室」などの実習を活用した食生活指導のほか、健康診査や健康相談などの

機会において、規則正しい生活リズムの確保やバランスのとれた食生活の確保について助言・指導を行います。

- また、「パパママ教室」では、妊娠期からのバランスのとれた食生活の確保はもとより、妊娠から出産に至るまでの間の健康管理について、適切な助言や指導を行います。
- 疾病の予防のために引き続き予防接種を実施します。
- 「いい歯ピカピカ教室」「歯っぴい教室」などむし歯予防教室について、今後とも利用の促進を図りますが、生活習慣の確立がむし歯の予防につながることから保護者に対する指導も併せて充実します。
- 誤飲や転倒、やけどなどの事故防止のため、パンフレットの配布などにより啓発を図ります。
- 健康診査や各種がん検診の利用促進など保護者の健康管理についても啓発・指導を行います。

また、保護者の健康管理については、上士幌町健康増進計画に沿って対応していきます。

3 愛情豊かな親子のきずなづくりの推進

[現状と課題]

- 乳幼児期の子どもの心の発達は、母親などの一番身近にいる者の心の状態と密接に関係があり、乳幼児期の子どもの心の健康のためには、母親が育児を楽しめるような環境を整備することが必要です。

子育て中であって、身近に親や親しい友人がいない方やコミュニケーションが苦手な方など地域で孤立しがちな方については、育児不安に対する相談相手もなく、育児不安によるストレスがたまりやすいことから子どもへの愛情が深まりにくくなることが心配されます。

- 親と子どもが愛情を深めきずなを深めることは、親と子どもの心を豊かにするばかりではなく、子どもの成長・発達に見合った子育てが可能となり児童虐待の未然防止にもつながります。

このため、町は、親と子のきずなを深める事業や親を地域から孤立させ

ないための事業に取り組むことが必要です。

- ・ 町では、親子のふれあいの場として「カンガルー教室」を開催していますが、「カンガルー教室」では、身体の触れ合いを通じて親子のきずなを深める「タッチケア」を実施しています。

また、ボランティアの協力を得ながら、絵本を通してふれあいの楽しさを伝える「ブックスタート事業」を実施していますが、これらの事業では、父親の参加や積極的な関わりを促すことにより、父親の育児参加に対する理解を求めています。

- ・ 子育て支援センターが実施する「げんきっこ教室」では、育児不安を解消するため、子どもの発達に見合った遊びや親同士の交流時間を持つことで、親子が楽しめる機会を確保しています。

さらに、平成21年から、育児負担が大きく地域で孤立しやすい乳幼児の母親を対象として、子どもや家族、周囲の人との円滑なコミュニケーションを図るための講座である「ママのためのホッと一息講座」を開催しています。

[主要施策]

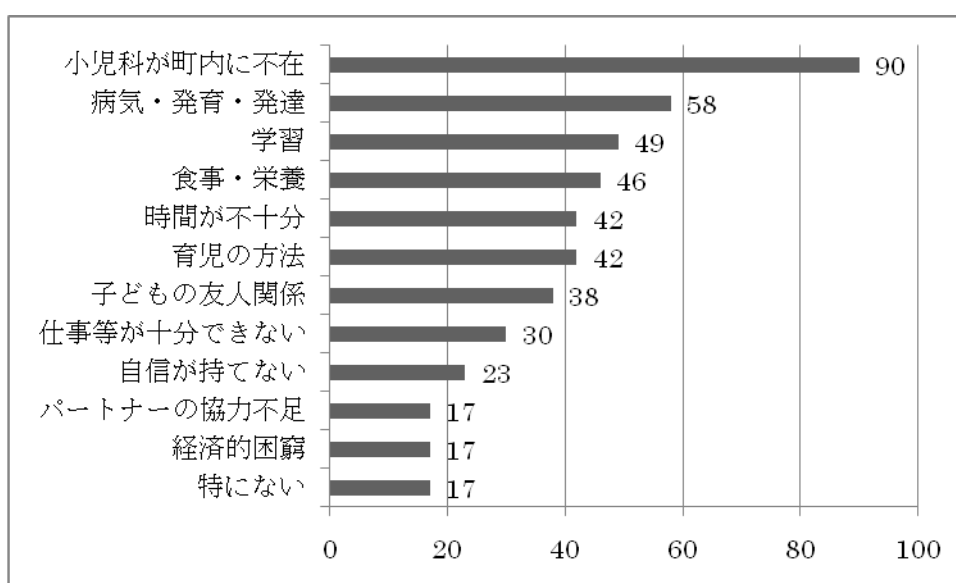
- ・ 「カンガルー教室」のより一層の利用促進を図るとともに、「ブックスタート事業」については、関係機関の連携により妊娠期から思春期など各年齢での実施について検討するなど、今後とも継続し親子のふれあいの機会を深めます。
- ・ 「カンガルー教室」をはじめ、出産などへの家族の理解促進のために実施する「パパママ教室」、各種健康相談や健康診査の場などについて、積極的に父親の参加を働きかけます。
- ・ 育児不安がある家庭や地域で孤立しがちな親子に対して「げんきっこ教室」の利用を促進し、親子で健康的に楽しむ時間と仲間づくりの場を提供します。
- ・ 地域で孤立しがちな子育て家庭に対して「ママのためのホッと一息講座」の利用を促進し、家族のみならず地域の方々との円滑なコミュニケーションについて支援します。

4 親と子への医療の提供と療育の充実

[現状と課題]

- ・ 子育てや教育に関して日常悩んでいることや気になることについて、ニーズ調査によると「小児科が近くにないこと」が最も多く、次いで「病気や発育・発達」「子どもの学習」「食事や栄養」の順となっています。

図 14 子育て・教育に関して、日常悩んでいること・気になること
(上位 10 項目、複数回答)



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- ・ 安心して子どもを生き健やかに育てるためには、小児医療の提供などが必要です。

本町には、小児科専門の医療機関はありませんが、町内の医療機関と連携を図りながら医療の提供に努めています。

また、母親への適正な医療提供も必要であり、さらには、妊娠、出産、新生児期に至る周産期医療体制の整備も必要です。周産期医療体制の整備については、北海道が主体となって市町村と連携しながら取り組んでいます。

- ・ 町では、不妊に悩む方への支援として、不妊治療を行う場合の費用の一部を助成することとしています。

また、子育て世代の経済的負担を軽減すると共に、子どもの疾病に対し早期治療を図るため、中学校卒業時までの医療費自己負担分の全額を助成する「子ども医療給付事業」を行っています。

さらに、ひとり親家庭等に対しては、親の入院分の医療費と子どもの医療費を助成する「ひとり親家庭等医療給付事業」を行っています。

- ・ 子どもの発育・発達については個人差がありますが、ニーズ調査の結果が示すとおり、保護者が子育てするうえで関心の高いものの一つとしてあげられます。

このため、より一層の相談機会の確保や関係機関が連携した支援体制の整備が必要です。

また、子どもに障がいがある場合などは、子どもの年齢や状況に応じた適切な療育の提供が必要です。

平成13年に設置した子育て支援センターでは、子育てに不安を持つ親への相談援助や子育てサークルへの支援を行っているほか、療育を必要とする子どもや保護者への支援として平成18年度に設置した発達支援センターでは、療育を必要とする子どもや保護者への相談や支援を行っています。さらなる関係機関の連携が必要です。

発達障がいのある子どもが増加傾向にあることや、障がいの早期発見、早期対応が障がいの軽減や適切な支援のために必要であることなどから、乳幼児期から専門家が状態を確認する機会の確保が重要であり、臨床心理士などの専門職員の配置についても検討が必要です。

保育所による「障がい児保育」や小学生までを対象とした「にこにこ教室（児童デイサービス）」、士幌町の「ことばの教室」など、子どもの状況に応じた療育の提供について保護者の理解の促進が必要です。

[主要施策]

- ・ 医療機関と連携を図りながら子どもに対する医療の提供に努めます。
- ・ 健康相談の場や訪問指導などにより母親の健康状況の把握に努め、必要に応じて適正な医療の提供について助言・指導を行います。
- ・ 周産期医療体制の整備について、北海道など関係機関と連携していきま

す。

- ・ 不妊治療に要する費用の助成や子ども医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業の継続など、今後も医療に係る負担の軽減を図るとともに、広報誌などを活用して制度の周知と利用の促進を図ります。
- ・ 各種健康診査や健康相談、児童相談所が実施する巡回相談や療育相談の場を活用して、子どもの発育や発達に不安がある場合の適切な相談対応を行います。
- ・ 発達支援センターが中心となって「子育て支援会議」を開催し、障がいのある子どもに対する関係機関の連携を強化し、発達支援システムの構築を図ります。

適切な支援確保のため、発達支援センターへ引き続き適正な職員配置に努め、研修等への積極的な参加により、職員の資質向上を図るとともに、専門職員の配置について、他市町村の動向を踏まえながら、広域での採用の可能性も含めて検討します。

- ・ 「障がい児保育」や「にこにこ教室」について一層の充実を図るとともに子どもの状況に応じた適切な療育の提供について保護者の理解の促進を図ります。

5 児童虐待防止対策の推進

[現状と課題]

- ・ 近年、児童虐待は依然として増加傾向にあります。
十勝管内における児童虐待発生件数は、平成 10 年度では 10 件であったのに対し、平成 20 年度では 52 件と大幅な増加となっています。
これは、児童虐待の未然防止に関する住民の関心の高まりによることも影響していると思われませんが、一方で、子育てに関する不安を要因として児童虐待が増加しているものと思われれます。
- ・ ニーズ調査で、「お子さんとの接し方で、次のうちよくしていることはありますか」「厳しい言葉などでしかる、たたくなどの接し方についてどのように感じていますか」という設問について、次のような結果が得られました。

図 15-1 お子さんとの接し方で、次のうちよくしていることはありますか

(複数回答/件)

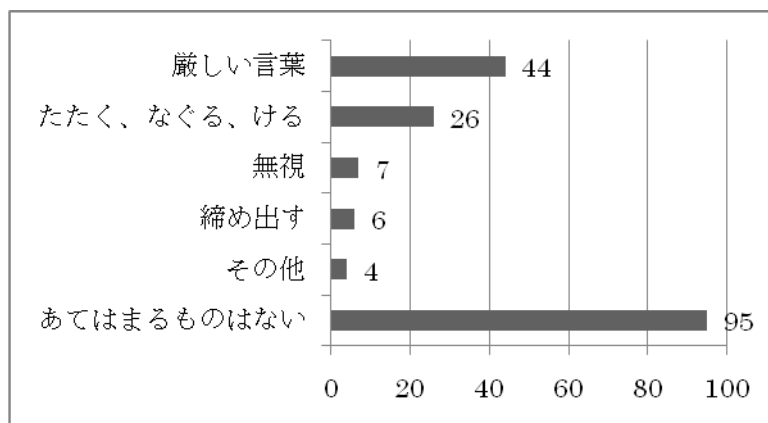
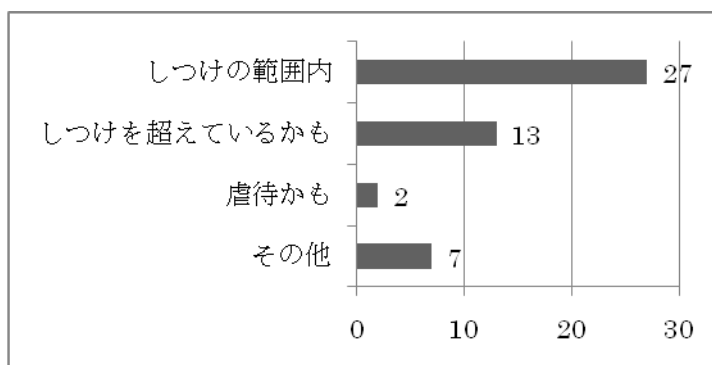


図 15-2 (あてはまると回答した方に) そのことをどのように感じていますか

(人)



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

調査結果からは、「厳しい言葉でしかる」「たたく」と回答した多くの保護者が「しつけの範囲内」との認識を持っていますが、必ずしも適切な接し方とはいえず、子どもの心を傷つけていることがあります。

- 町では、平成 17 年度に児童相談所や保育所、学校などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、ケース検討会議において個別のケースに対する検討を行い、児童虐待の未然防止・早期発見、早期対応に努めています。

[主要施策]

- ・ 関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のほか、児童に関する問題の解決に努めます。
- ・ 町広報誌等を活用し児童虐待の予防に向けた普及・啓発を行います。
- ・ 非行相談や児童虐待対応を含めた相談支援体制の窓口を整備し、児童相談所と連携しながら子ども・家庭への支援を進めます。
- ・ 支援が必要と考えられる子ども・家庭については、「要保護児童対策地域協議会」及びケース検討会議において、対応方針を検討します。
- ・ 「児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業」により、虐待につながる可能性の高い家庭に対して早期に支援を行い、児童虐待の未然防止に努めます。
- ・ 「母子健康相談」や「乳幼児健康診査」を通じて育児に不安を持つ家庭への支援を行うとともに、必要に応じて適切な子育て支援サービスの利用促進を図るなど虐待の発生防止に努めます。

第3章 子どもを健やかに成長させるための教育の充実

1 家庭や地域の教育力の向上

[現状と課題]

- ・ 子どもは様々な出会いや体験を経て成長しますが、子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、基本的倫理観や自立心の育成など子どもの健やかな成長のためには家庭による教育が重要な役割を担っています。
- ・ 育児不安や児童虐待の増加の背景として、少子化や地域のつながりの希薄化などに伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。

様々な機会を通じて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供などが必要です。

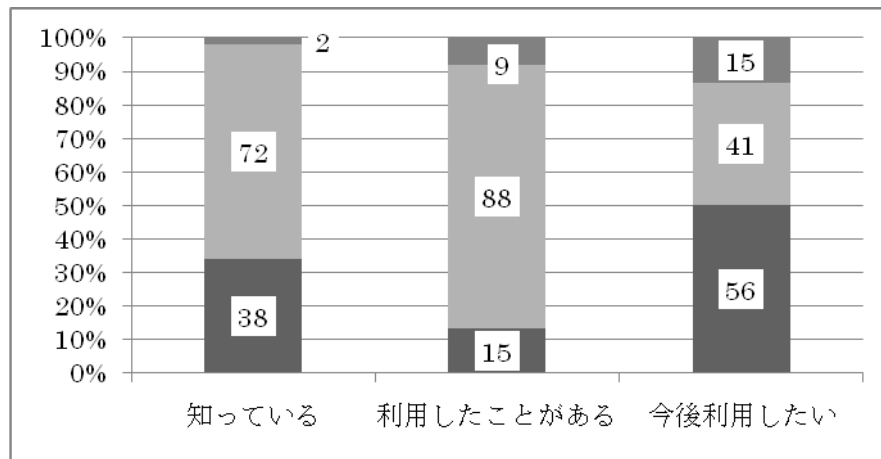
ニーズ調査によると、就学前児童のいる保護者の半数以上が家庭教育に関する講座の実施などを認識していないという結果が得られました。

より一層の周知と利用の促進が必要です。

図 16 家庭教育に関する講座・相談の認知度及び利用状況

(下から「はい」「いいえ」「未回答」)

(人)



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- ・ 子どもが自分で課題を見つけ判断し行動する力や他人を思いやる心、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を育むためには、地域の教育力の向上が必要です。

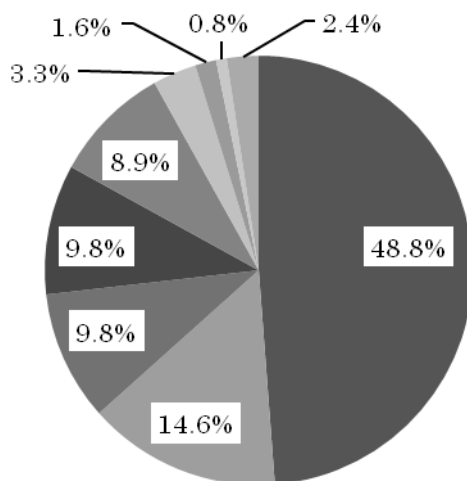
そのためには、スポーツ活動や文化活動の振興をはじめ、豊かな自然を活用した体験活動機会の提供などが必要です。

さらには、元気な高齢者や子育てを終えた方々などを中心に子育て家庭に支援を行うボランティアを育成することも地域における教育力の向上につながります。

- また、地域住民への子育てに関するイベント開催など地域全体への意識の醸成も必要です。

図 17 小学生の地域活動やグループ活動への参加状況

スポーツ活動	48.8%	以前参加していた	3.3%
子ども会	14.6%	ボランティア活動	1.6%
文化活動	9.8%	野外活動	0.8%
今後参加を予定	9.8%	その他	2.4%
参加予定なし	8.9%		



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

[主要施策]

- 「乳幼児健康診査」や「就学時健康診査」など、多くの親の集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や各種情報の提供を行います。
- 教育委員会において家庭教育に関する相談対応や各種講座を実施するとともに、より一層の周知と利用の促進を図ります。
- 上土幌町スポーツセンターを中心にスポーツ活動やレクリエーション活

動を推進します。

さらに、各種スポーツ大会の開催やスポーツ少年団への支援を実施し、スポーツを通じた地域の教育力の向上を図ります。

- ・ 文化活動の振興や自然環境を活用した体験活動の提供に努めます。
- ・ 元気な高齢者や子育てを終えた方々などを子育て家庭への支援ボランティアとして育成・組織化し、地域における教育力の向上を図ります。
- ・ 地域住民への子育てに関するイベントなどを開催し、安心して子どもを生み育てることができる社会について意識の醸成を図ります。

2 学校教育の充実

[現状と課題]

- ・ 近年の社会経済情勢の変化は、子どもが将来に夢や希望を持ちづらい状況を生み出しています。また、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

このような状況の中で、次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう学校教育の充実が必要です。

- ・ 町内の学校では、子どもが活気あふれた学校生活を送れるよう地域と連携し特色ある学校づくりに取り組んでいます。学校施設や設備については、必要に応じて施設整備や改修を行っており、平成 21 年度には、上士幌中学校校舎を全面改築及び上士幌小学校屋内運動場の耐震改修工事を行っています。
- ・ 発達に遅れのある子どもや障がいのある子どもなど、それぞれの特性に応じた教育の提供も必要であり、支援が必要な子どもについては、特別支援学級の設置により対応しています。
- ・ また、最近の課題として、学力の低下や体力の低下、生活習慣の乱れや肥満の増加が国レベルで指摘されてきております。

不登校や非行問題など、学校における指導充実はもとより家庭や地域と一体となった取組が必要です。

[主要施策]

- ・ 家庭や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 創意工夫を凝らした魅力のある教育の実施に努めるとともに、全国学力・学習状況調査の上位校の視察や外部講師による模範授業の実施、家庭での学習習慣定着を目的とした「家庭学習の手引き」の配布等の取組みを実施し、学力の向上を目指します。
- ・ 子どもの体力低下、生活習慣の乱れや肥満を防止するため、スポーツに親しむ習慣や意欲を高めるとともに、心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進します。
- ・ 不登校や非行問題について学校や家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりを推進し、相談体制の充実を図ります。
- ・ 児童、生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の耐震化を進めます。
- ・ 学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症のある子どもへの支援のため、個別の支援計画を策定するなど多様なニーズに対応できる仕組みの整備に努めます。
- ・ 障がいのある子どもに対しては、障がいの特性に応じた教科指導を行うために、特別支援学級において必要な時間に特別な場で教育や指導ができる体制の整備に努めるとともに、必要に応じて特別支援教育支援員の配置を行います。

3 食を通じた人間性の育成

[現状と課題]

- ・ 「食」は生きるための根幹であり、栄養のバランスがとれた規則正しい食事の摂取は身体の成長にも大きな影響を与えます。

このため、町では「離乳食実習」や「親子料理教室」の開催のほか、乳児健康診査の場を活用して、子育て中の家庭に対して正しい食習慣の確立や子どもの成長に必要な栄養の摂取について適切な助言・指導を行っています。
- ・ また、「食」は身体の成長のみならず、豊かな心を育むためにも大きな影

響を与えます。

「食」を通じた家族との団欒や仲間との関わりの中で人間性が生まれ、ルールを守りながら楽しく食事をすることにより社会性が身に付きます。

さらには、食べ物について学び大切にすることが命の尊さを学ぶことにつながり、子どもの心の健全な育成にもつながります。

町では「1歳6か月児健康診査」や「3歳児健康診査」、「母子健康相談」の場を活用し、「食」を通じた子どもの健全育成について助言・指導を行っています。

保育所においても菜園づくりや給食時間を利用して子ども自身への「食」を通じた心の育成を行っており、また、「餅つき」など伝統的な行事を通じて、季節感のある食の体験についても取り組んでいます。

- ・ 小中学校でも、子どもに社会性を身に付けさせるための一環として「食」を用いた指導が取り入れられ始めていますが、中学生など思春期の子どもについては、誤った知識による偏食や周囲の目を気にすることによる少食への対応が課題となっています。
- ・ 食べ物そのものについての知識や楽しい食事づくり、味わう力のほか、人との交わりなどを身につける「食べる力」を育むことができるよう、今後も発育・発達段階に応じた対応が必要です。
- ・ 町の基幹産業は農業ですが、それが身近なところに存在するということは、本町の子ども達にとって大きな財産であると考えられます。それらを活用した「本物に触れる食育」については、関係機関の協力を得るなどして、小中学校で実施されています。
- ・ 町内の食育関係者によるネットワークづくりを進めて、食を通じた子どもの健全育成である「食育」を推進する必要があります。

[主要施策]

- ・ 「離乳食実習」や「親子料理教室」の利用促進を図るとともに、「乳児健康診査」の場などを活用し、正しい食習慣の確立や子どもの成長に必要な栄養の摂取について適切な助言・指導を行います。

- ・ 「1歳6か月児健康診査」や「3歳児健康診査」、「母子健康相談」を活用し、今後も「食」を通じた子どもの心の育成について助言・指導を行うとともに、町で実施している「パパママ教室」を活用し、より一層、子育て家庭に対して「食育」の必要性について啓発を図ります。

また、親自身への規則正しい食生活や、食事バランスの正しい知識の普及に努めます。

- ・ 各種相談機会を通じて、近年増加傾向にある孤食の防止に努め、「食」を通じた社会性の育成について支援します。
- ・ 保育所における「食」に関連する行事の実施や小学生を対象とした「食育教室」の開催など、子ども自身への「食育」を推進する機会を継続して確保します。

また、中学生など思春期の子どもについては、学校との連携を強化し正しい知識の普及に努めます。

- ・ 「食べる力」を育むために、保育所や学校などと連携を図りながら、乳幼児期から思春期までの発育・発達段階に応じた対応に努めることとします。
- ・ 関係機関と連携し、農家のイモ掘り体験や搾乳体験など、「本物に触れる食育」について継続して実施しながら、食育ネットワークの推進を図ります。
- ・ 町や保育所のほか小中学校における取組の推進など、関係機関が連携を図りながら「食育」の推進を図ります。

4 健全育成の推進

[現状と課題]

- ・ 次代を担う子どもを心豊かに健やかに成長させるためには、子どもの成長過程に応じた対応を行うことが必要です。
- ・ 町では、保護者が就労などにより昼間家庭に不在の放課後児童の健全育成を図るために学童保育所を実施しています。

学童保育所では専門の指導員が配置されており、子どもに健全な遊びを提供していますが、利用については小学校低学年の子どもが中心となっています。しかし、高学年の子どもを始め学童保育所を利用していない子どもが自由に遊ぶことのできる場所は多くはありません。

また、小学校の統廃合に伴い、郡部の児童のためにスクールバスを運行していますが、学年によって終業時間が違うため、放課後児童の居場所対策が必要です。

ニーズ調査では、比較的に利用しやすい場所での子どもの遊び場や公園の整備についての要望が寄せられており、町内の子どもの誰もが健全で自由に遊べる場の調査・検討が必要です。

- ・ また、子どもが読書に親しむ場、集いの場として、図書館の利用促進が必要です。
- ・ 思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい発達に比べて精神的には未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

近年の性情報の氾濫や価値観の多様化などは、思春期の子どもの性意識や性行動に大きな影響を与えています。

このため、望まぬ妊娠や人工妊娠中絶、性感染症の罹患などが増加しています。

- ・ 町では、平成18年から「生教育基盤整備事業」を開始し、子供たちや地域住民への性に関する正しい知識の普及や生命の尊さに関する教育の推進に努めています。平成19年からは生教育支援チームを結成し、住民と共同で幼児期から思春期にある子どもたちに対し生教育授業を実施しています。

- ・ ニーズ調査では、「家庭で性教育を行っていない」と回答した方は7割以上であり、その理由としては、「まだ早い」「教え方がわからない」という回答が上位となっています。

また、家庭での性教育に必要なことについては、「保育所・学校との連携」「学習会・相談会の開催」「家族の協力」という回答が多く寄せられています。

- ・ 町は、生教育支援チームによる活動を継続し、学校、保育所、地域の連携により、発達段階に応じた、性に関する正しい知識の普及や生命の尊さに関する教育を推進していくことが重要です。

図 18-1 家庭での性教育の有無

実施している 36.9%
実施していない 63.1%

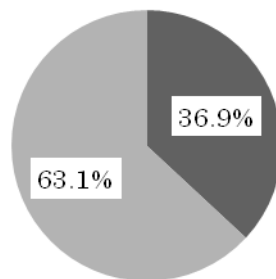
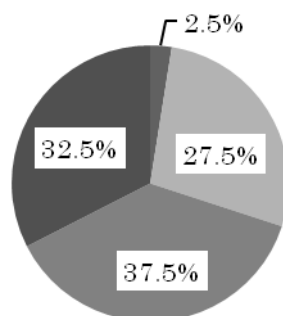


図 18-2 家庭での性教育を実施しない理由

家庭で行うべきではない 27.5%
教え方がわからない 37.5%
まだ早い 37.5%
その他 2.5%



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

さらに、薬物の乱用や飲酒・喫煙、生活習慣の乱れなど思春期の子どもを取り巻く様々な問題が指摘されています。

これらは、生活習慣病をはじめ、生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響が懸念されており、地域全体での取組が必要と考えられます。

併せて、心身症やひきこもり、不登校など思春期特有の心の問題への対応も必要です。

- ・ 町としては、すべての子どもの権利を尊重しながら、それぞれの成長段階に応じて心身ともに健やかに育てることができる地域づくりを一層推進する必要があります。

町では、すべての子どもを健やかに育てることができる地域づくりの一環として、平成 21 年度に「かみしほろの健やかな育ち」を制定し、その中で掲げている理念に基づき各種事業を推進していくこととしています。

[主要施策]

- ・ 学童保育所について、今後とも利用の促進を図ります。
- ・ 図書館において、「お話し会（ボランティアサークルによる読み聞かせ、紙芝居など）」の継続実施などにより、子どもが読書に親しむ場、集いの場として、今後も利用促進を図ります。
- ・ 町内の子どもの誰もが健全で自由に遊べる場の整備について、町内の空き店舗や既存公園等の活用などを考慮しながら検討します。また、従来からある公園の老朽化した遊具等の整備・更新を引き続き行っていきます。
- ・ 小学校の空き教室の一部を開放する「子ども放課後教室事業」を平成 22 年度から実施します。スクールバスを待つ児童を対象にスタートしますが、以降、運用の中で適宜見直しを行います。
- ・ 町民と共同で活動する生教育支援チームの事業を継続し、児童生徒などに対して命の尊さなどの知識の普及に努めます。
- ・ 生教育支援チームが主体となって、家庭や学校、保育所、関係機関などと連携して、子どもの発達段階に応じた適切な生教育を実施します。

- ・ 保護者や一般町民向けに生教育への理解を促進するための講演会などを実施します。
- ・ 思春期の子どもなど未成年者による薬物乱用や飲酒・喫煙、生活習慣の乱れなどについて、学校や関係団体と連携を図りながら防止に努めます。
- ・ ひきこもりなど思春期特有の心の問題への対応について、学校や家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりを推進し相談体制を充実します。
- ・ 身体の発達はもとより健全な精神を養うために、スポーツ活動を推進します。
- ・ 子ども自身の権利の尊重や地域全体での取組みを図るため、「かみしほろの健やかな育ち」に掲げた理念に基づき、各種取組みを実施していきます



5 次代の親の育成

[現状と課題]

- ・ 次代を担う子どもたちが、将来、親となった時に希望を持って子育てができるよう、子どもの頃から子育てについての関心を高めることが必要です。

本町の中学校及び高校では、親になるための教育の一環として、保育所を活用して幼い子どもと接する体験学習を実施しています。

社会福祉協議会においても中・高校生がボランティアを兼ねて保育所を訪問し、幼児と交流する「ワークキャンプ事業」を実施しています。

学校はもとより社会福祉協議会との連携を図りながら、中・高校生などに乳幼児とふれあう機会を確保していく必要があります。

- ・ また、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てる意義などについても周知する必要があります。

このため、学校との連携を図りながら児童生徒に対する啓発を行っていく必要があります。

[主要施策]

- ・ 学校や保育所、社会福祉協議会との連携を強化し、中・高校生などが乳幼児とふれあう機会を確保します。
- ・ 学校との連携を図りながら、子育ての楽しさや意義、家庭の大切さなどに関する啓発を実施します。

第4章 安心して子育てできるまちづくりの推進

1 生活環境の整備

[現状と課題]

- 子どもを持ちたいと思う人や子育て中の家庭が、地域で安心した生活を送るためには、建物や道路、住宅などの生活環境の整備が必要です。

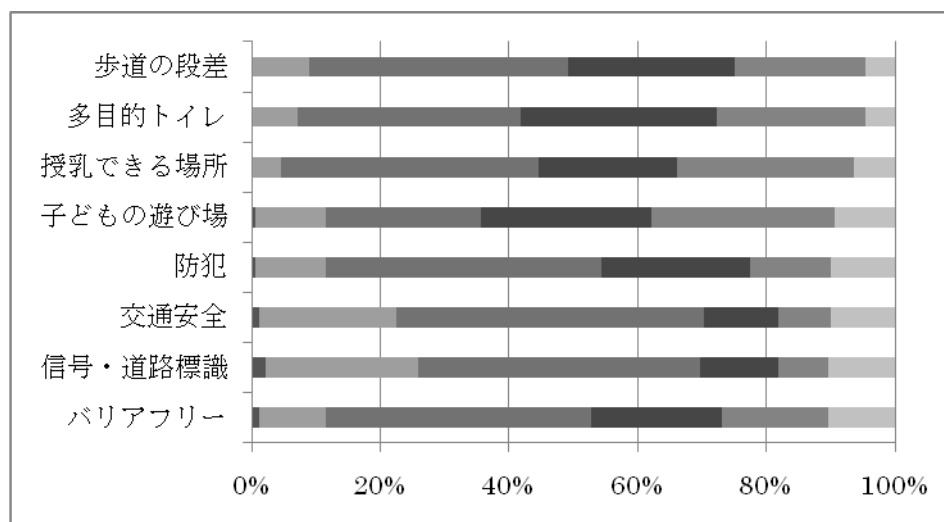
町では平成18年度に多目的公衆トイレを1か所設置し、平成20年度には役場庁舎内にオストメイト対応トイレを整備しています。

- ニーズ調査によると、本町における歩行空間や授乳施設などについて「不満」と回答した方は約半数を占めています。

道路交通環境のバリアフリーなど子どもや子ども連れの保護者が安全かつ安心して活動できるための環境整備が必要です。

図19 子どもの外出の際に、まちの設備や環境について感じる事

(左から「大変満足」「ほぼ満足」「どちらでもない」「やや不満」「大変不満」「未回答」)



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- さらに、ゆとりのある子育てを行うためには、良質な住宅の確保が必要です。

このため町では、町営住宅の入居を希望する子育て家庭などに対して、広くゆとりのある住宅に関する情報の提供などを行うとともに、持ち家を

希望する世帯への対応として宅地の造成などを実施しています。

- また、子育て世帯の住環境整備の一環として、町内業者により新築や住宅リフォームする場合に奨励金として商品券を交付する「定住住宅建設等促進奨励事業」を実施しています。
- さらに、民間業者が賃貸住宅を新築する場合に建設工事費の一部を負担する「賃貸住宅建設費助成事業」を実施し、良質な賃貸住宅の供給に努めています。

[主要施策]

- 子育てにやさしいまちづくりを推進するため、公共施設の整備にあたっては「北海道福祉のまちづくり条例」の内容に沿った整備を進めるとともに、民間施設の設置者などに対して制度の普及・啓発に努めます。
- 子育て家庭の生活の利便性を図るため、バス路線の維持について関係機関への支援を行います。
- 低床バス導入促進など妊娠中の母親や乳幼児を抱えた方々が利用しやすい公共交通機関の整備について、沿線自治体で構成される「生活交通路線確保対策協議会」を通じて、関係機関に働きかけます。
- 道路の段差解消などについては、道路改良舗装工事の際に、誰にでも使いやすく安全で快適な道路整備を推進していきます。また、速やかな除排雪の実施による安全で快適な冬道の確保や、花壇の整備などうるおいのある道路環境の整備に努めます。
- 今後とも、町営住宅等の状況についての情報提供や、定住住宅建設等促進奨励事業を行うとともに、賃貸住宅建設費助成事業の実施により、民間活力も活用しながら良質な住宅の供給に努めます。

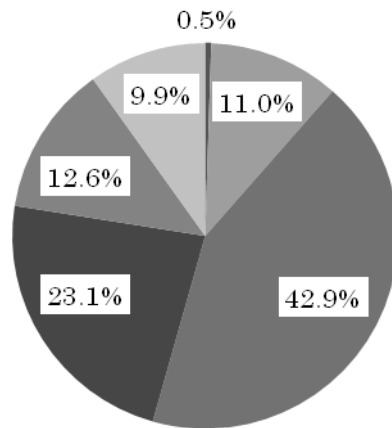
2 防犯対策の推進

[現状と課題]

- ・ 子どもを犯罪などの被害から守り健やかに成長させることは、社会全体の願いであり、地域ぐるみの対策が必要です。
- ・ ニーズ調査によると、防犯面について約半数近くの保護者が不満を感じています。

図 20 通りの見通しや明るさなどの防犯面についての満足度

大変満足	0.5%	やや不満	23.1%
ほぼ満足	11.0%	大変不満	12.6%
どちらとも言えない	42.9%	未回答	9.9%



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- ・ 町では、犯罪を未然に防止するために防犯灯の設置や防犯協会と連携した啓発活動を実施しています。

さらに、子どもが犯罪などに遭ったときの緊急避難場所として地域の特定の家庭を「こども110番の家」として設置しています。

- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るためには警察や学校など関係機関との連携はもとより、PTAによる見回りなど地域住民による防犯活動の推進も必要です。

また、子ども自身が自ら身を守るために、夜間や危険な場所での遊びの防止など、子ども自身や家庭に対する啓発も必要です。

[主要施策]

- ・ 防犯協会と連携し、犯罪を未然に防止するための広報・啓発活動をより一層推進します。
- ・ 子どもの緊急避難場所のより一層の確保のため「こども110番の家」の増加及び、日頃からの「声かけ」「見守り」を推進します。
- ・ 警察や学校など関係機関との連携はもとより、地域住民による防犯活動を促進し、子どもを犯罪等の被害から守るための体制を整備します。
- ・ 学校だよりや町広報誌などを活用し、子どもや家庭に対して防犯に関する知識の普及や啓発を実施します。

3 有害環境対策の推進

[現状と課題]

- ・ 近年の情報通信技術のめざましい発達は、さまざまな情報を容易に提供し、知識や教養、社会的な視野を広げる一方で子どもが有害情報に触れる機会を格段に広げています。

情報の内容も多岐にわたっており、露骨な性描写や暴力表現を多く含むものや有害図書の宣伝を行う迷惑メールなど、子ども自身の意思に関わらず有害情報があらゆる経路から伝達されることが可能となっています。
- ・ 特に、携帯通信機器の普及は、子どもといつでも簡単に連絡の取れる手段として保護者に安心感を与える反面、子どもがいつでも有害情報にさらされる危険性を持っています。
- ・ また、薬物乱用については、警察などによる取締りの強化のほか、子ども自身が薬物に関する危険性を理解し、自らの健康を意識して誘惑されない実践力を育てていくことが重要です。
- ・ 町には、各学校や連合PTA、防犯協会、民生委員協議会等の関係機関からなる「上土幌町青少年を守る会」がありますが、夏休みなどに子どもが安全で健やかな生活を過ごすことのできるようにしおりの作成・配布や夜間巡視などを行っています。

- ・ さらに、飲酒や喫煙、窃盗など、子どもが非行に走らないよう、保護者はもとより地域の大人が十分に子どもたちを見守っていく必要があります。

[主要施策]

- ・ 学校などとの連携により、薬物乱用や性に関する犯罪の防止のほか、窃盗などの少年犯罪の防止に向けて啓発を図ります。
- ・ 「青少年を守る会」による夏休み期間中の夜間巡視やしおりなどの啓発紙の配布を継続し、子どもを有害環境から守る対策をより一層推進します。
- ・ たばこや酒などを扱う業者に対し、青少年に販売しないことはもちろんのこと、青少年が購入しづらい商品陳列など自主的規制の取組について、必要に応じて要請を行っていきます。
- ・ 警察や防犯協会、主任児童委員などと連携を図り、より一層の有害環境対策の推進を図ります。

4 安心して外出できるまちづくりの推進

[現状と課題]

- ・ 子どもが安心して外出するためには、交通事故防止対策の推進が必要です。本町内では平成11年から20年の10年間に、121件の交通事故が発生して172人が負傷し、9人の方が亡くなっています。
- ・ 町では、子どもを交通事故から守るため、交通安全指導員や交通安全協会などの関係機関と連携を図りながら、保育園児や小学生への交通安全教室の開催や街頭啓発、交通安全家庭新聞の配布などを実施しています。また、7月10日を「生命（いのち）を大切にする日」と位置づけ、「いのち」の大切さについて啓発を行っています。

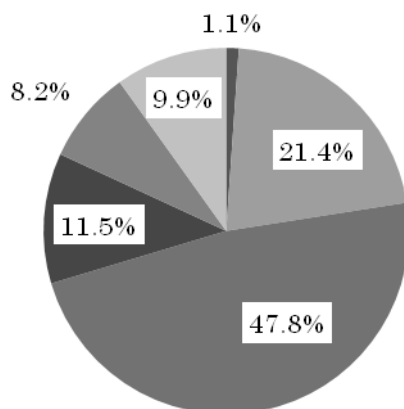
さらに、交通安全のための啓発看板の設置など交通事故防止のための環境の整備を行っています。

- ・ ニーズ調査では「交通安全の推進」について感じるものとして、「やや不満」「大変不満」と回答した方は全体の約20%程度ですが、「大変満足」「ほぼ満足」と回答した方も約23%と高いとは言えず、一層の交通安全の推進

が必要です。

図 21 交通安全の推進に関する満足度

大変満足	1.1%	やや不満	11.5%
ほぼ満足	21.4%	大変不満	8.2%
どちらとも言えない	47.8%	未回答	9.9%



(次世代育成支援に関するニーズ調査)

- また、自動車を利用した外出時の安全確保のために、法定制限速度の遵守のほかチャイルドシートの着用徹底などが必要です。

町では、これまで、チャイルドシートの着用徹底などのためにチラシやパンフレットの配布、キャンペーンなどを実施してきましたが、今後とも、関係機関と連携して普及・啓発を行うことが必要です。

- さらに、安心して外出できるまちづくりを推進するためには、通学時における事故防止などが必要です。

交通事故のほか不審者や変質者による犯罪から子どもを守るための取組の推進が必要です。

[主要施策]

- ・ 交通安全教室の開催や街頭啓発、各種キャンペーンの実施など、交通安全指導員や交通安全協会などの関係機関との連携を図りながら、今後とも交通安全の推進に努めます。
- ・ 危険と思われる交差点への啓発看板、カーブミラーの設置やスクールゾーン標示など交通事故防止のための環境の整備を推進します。
- ・ チャイルドシートの着用徹底に向けて、今後とも、チラシやパンフレットの配布など普及・啓発に努めます。
- ・ 通学時における事故防止のために、警察や学校など関係機関との連携はもとより、地域住民による事故防止活動を促進します。



第5章 地域の特徴を生かした次世代の育成

1 自然とのふれあいを通じた心豊かな次世代の育成

[現状と課題]

- ・ 本町は大雪山国立公園の東山麓に位置しており、豊かな自然が多く残っている地域であることから、自然との育みの中で調和のとれた人間の形成が期待されます。

そのためには、幼少期から、より多くの自然に接する機会を確保することが必要です。

- ・ 本町ぬかびら源泉郷地区には博物館がありますが、博物館では自然に親しみ学ぶための各種標本などの展示のほか、子どもを対象に自然についての関心や知識を高めるための「自然観察会」などを実施しています。

博物館に隣接している民間ガイド事業者においても様々な自然体験が可能であり、子ども同士の利用のみならず親子による利用が図られています。

このため、小・中学校では、子どもに自然とふれあう機会を提供する教育の一環として、民間ガイド事業者を活用した授業を実施しており、豊かな自然を生かした子どもの育成に努めています。

- ・ 町においても、毎年実施している「生涯学習ラリー」を活用するなど、子どもが自然に親しむ機会の確保に努めるなど、今後とも、地域が一体となった取組が必要です。

[主要施策]

- ・ 子どものみならず、親と子が一緒に自然とのふれあいを通じて豊かな心が育むことができるよう、博物館の利用促進や民間ガイド事業者に関する情報の提供を行います。
- ・ 子どもを心豊かに育成するため、学校を始め民間ガイド事業者など、関係機関との一層の連携により、豊かな自然環境を活用した多様な体験活動機会の確保と提供に努めます。

2 世代間交流の推進

[現状と課題]

- ・ 近年の核家族化の進行などは子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、家庭と地域との連帯感の希薄化をはじめ、世代間の交流を疎遠なものにさせてきています。

そのため、子どもが地域の大人やお年寄りから知識や経験を学びとる機会が減少するとともに、親や地域から代々受け継がれてきた文化の伝承も難しくなってきています。

- ・ 上士幌保育所では、町内の60歳以上の高齢者で組織している「シルバー学級」と昔ながらの遊びや食事などを通じた交流を行っており、各地区に設置されている保育所においても祖父母参観日の実施など独自に子どもとお年寄りの交流を図っています。

また、町では、毎年実施している敬老会の場において、保育所入所児童によるアトラクションを実施しており、幼少期からのお年寄りを思いやる優しい心の育成に努めております。

- ・ 小・中学校でも、特別養護老人ホーム「すずらん荘」の訪問をはじめ、各学校が独自にお年寄りとの交流を図る行事を実施しており、さらに社会福祉協議会においても、中・高校生がボランティアを兼ねて「すずらん荘」を訪問する「ワークキャンプ事業」を実施しています。
- ・ 町としては、世代間交流の一層の推進を図り、次代を担う子どもに様々な知識や経験、文化のほか、人と人が相互に支え合うことの大切さや思いやりなどを伝えていく必要があります。

[主要施策]

- ・ 保育所や小中学校で実施する世代間交流に関する行事や授業などについて、状況に応じた適切な助言や情報提供などの支援を行います。
- ・ 社会福祉協議会との連携を強化し、中・高校生とお年寄りの世代間交流を促進します。
- ・ 世代間交流の促進を図り、地域の文化の伝承に努めます。
- ・ 各世代が交流することは地域の子育てネットワークの推進や地域の教育力の向上にもつながることから、より一層、世代間交流の推進を図ります。

3 地域間交流の推進

[現状と課題]

- ・ 若い世代などが結婚や家庭に夢と希望を持ち、子どもを持つことに関心を持つためには、より多くの子育て家庭にふれ合うことや同世代同士による交流の促進が必要と考えられます。

本町は広大な土地と豊かな自然に恵まれていますが、居住地は市街地とぬかびら源泉郷地区、農村地域などに散在しており、このことから、若い世代が日常において子育て家庭や同世代と接する機会が少ないことが懸念されます。

- ・ 町では、心豊かでたくましい青年の育成を目的に、本町の青年で組織する「青年会」の活動を支援していますが、活動が一層推進され、若い世代同士の出会いの機会の確保や活動を通じた子育て家庭とのふれ合いが期待されます。
- ・ また、町内に限らず町外の人との交流も必要です。

個人の価値観は多様化していることから、様々な人との交流を通じて結婚や出産などについて関心を高めていくことも必要であり、「バルーンフェスティバル」を始めとした各種行事に若い世代の積極的な参加を促し、本町を訪れる同世代との交流を図ることも必要です。

さらに、新たな交流機会の確保についても「青年会」など関係団体と連携を図りながら検討する必要があります。

- ・ 農村地域については、後継者の確保が課題となっており、農村地域を女性にとって魅力あるものとし、定住が推進されるための取組が必要です。

[主要施策]

- ・ 「青年会」など関係団体と連携し、若い世代同士の交流促進を図るとともに、若い世代が子育て家庭とふれ合う機会の確保に努めます。
- ・ 町や関係団体が実施する各種行事に若い世代の積極的な参加を促し、本町を訪れる同世代との交流を促進します。
- ・ 関係団体と連携し、若い世代同士が出会い交流する機会の確保について検討します。

- ・ 農村地域を女性にとって魅力あるものとするために、関係団体などと連携し、環境の整備に努めます。

4 企業等への啓発と関係機関との連携

[現状と課題]

- ・ 結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるものですが、若い世代が家庭や子育てに夢と希望を持つためには、仕事と子育ての両立をするための負担を軽減し、職場を優先する意識を変えていく必要があります。
そのためには、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場を優先する意識を是正する「働き方の見直し」を進める必要があります。
- ・ また、企業における理解と支援も必要です。
妊娠中や出産後における配慮はもとより、育児休業や父親の休暇の取得促進など、より一層の雇用環境の整備が求められます。
- ・ さらに、家庭や職場、地域における固定的な性別役割分業の是正や家事や育児への男女共同参画の推進についても必要です。
- ・ 関係機関が連携を図りながら、地域全体で次世代育成支援に関する取組を推進する必要があります。

[主要施策]

- ・ 「働き方の見直し」を進め、職場優先の意識や働きやすい環境を阻害する慣行などを解消するために、事業主はもとより働く側に対しても意識改革を推進するため、関係団体と連携を図りながら啓発を実施します。
- ・ 固定的な性別役割分業の是正や家事や育児への男女共同参画の推進について、広報誌などを活用し啓発を実施します。
- ・ 地域全体で次世代育成支援に関する取組を推進するために、関係機関との連携を一層強化します。

～ 資料編 ～

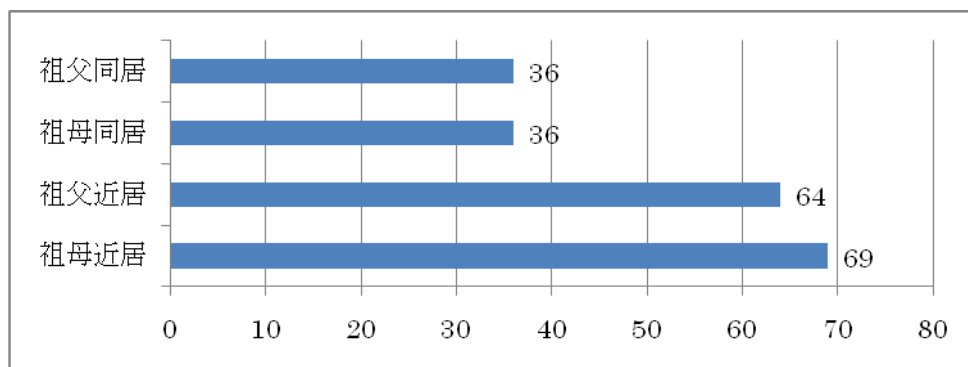
【上士幌町次世代育成支援に関するニーズ調査】

1 子育て家庭の状況

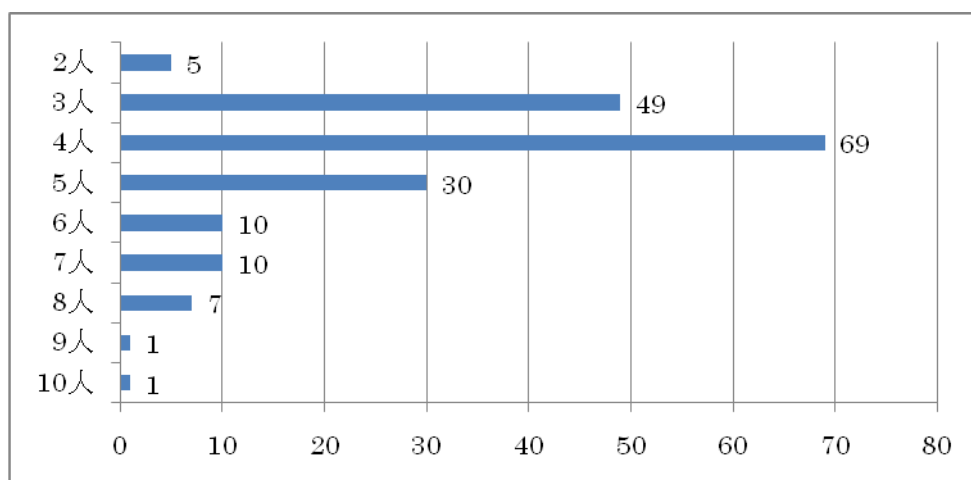
(1) 回答のあった家庭の子どもの年齢別構成

年 齢	人 数	年 齢	人 数
0歳	22	6歳	18
1歳	26	7歳	26
2歳	27	8歳	22
3歳	27	9歳	29
4歳	37	10歳	32
5歳	24	11歳	23
就学前児童の数 計	163	小学生の数 計	150

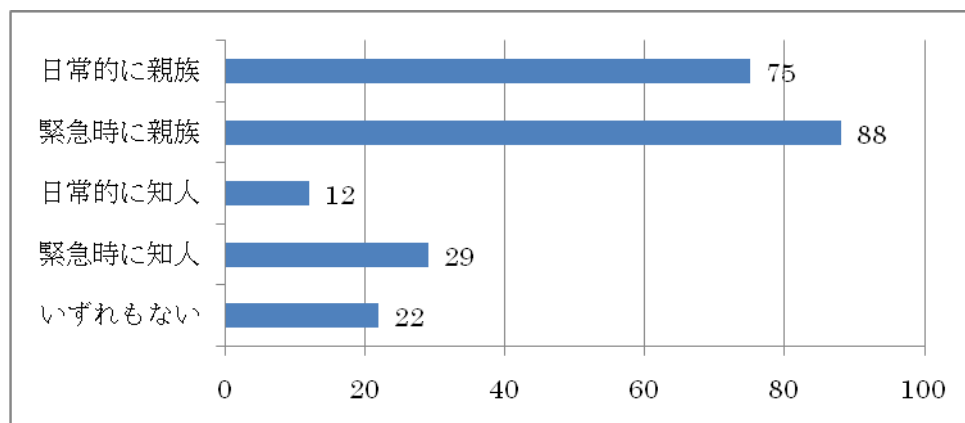
(2) 祖父母の同居、近居（概ね30分以内に行き来できる範囲）の状況
（複数回答可） (人)



(3) 同居者の人数 (人)



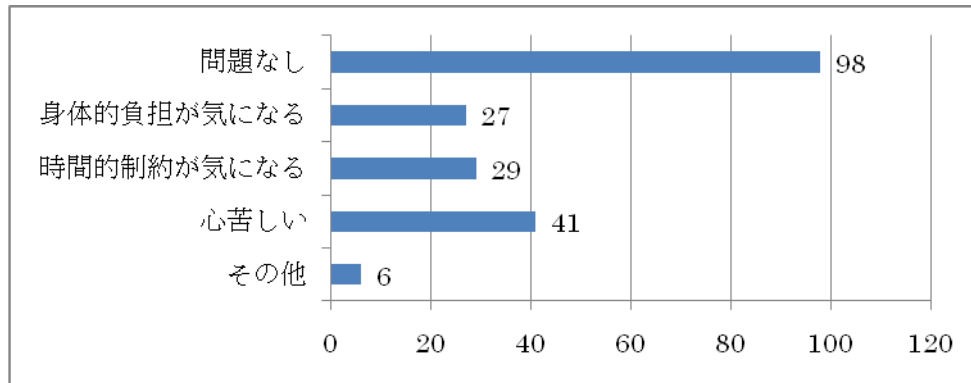
(4) 子どもを預けられる相手の有無 (複数回答可) (人)



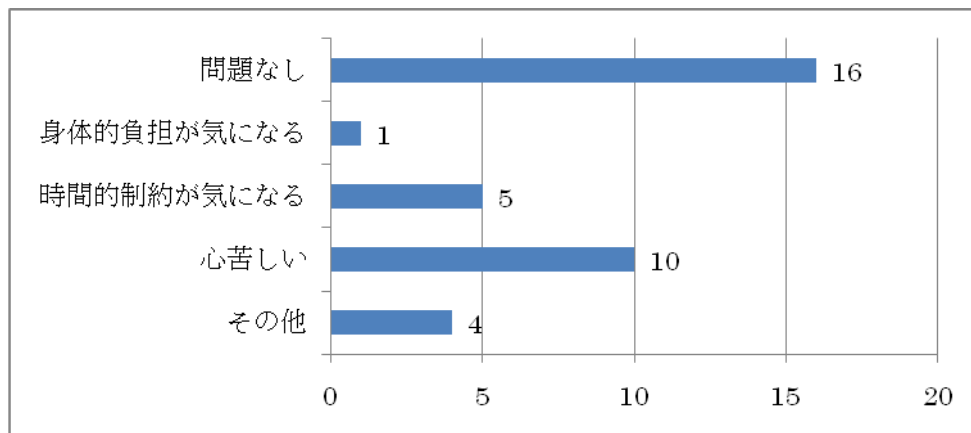
(5) 子どもを預ける際の困難度 (複数回答可)

(人)

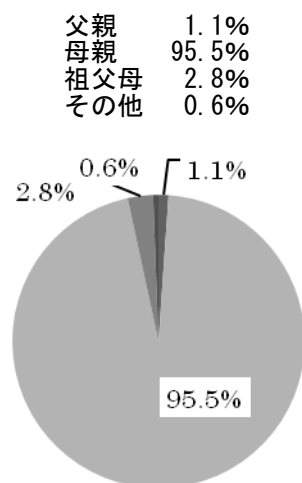
(ア) 親族



(イ) 知人



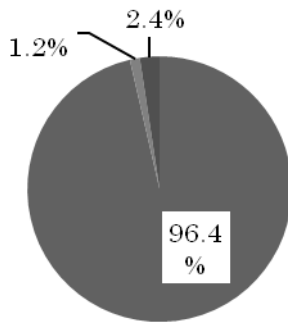
(6) 家庭で子どもの世話を主にしている人



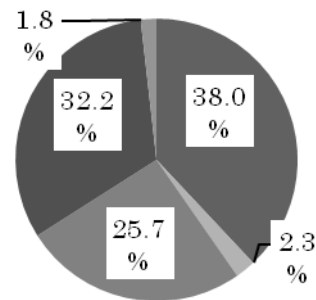
2 保護者の就労状況

(1) 保護者の就労状況

(父親)	
フルタイム	96.4%
パートタイム	1.2%
現在就労せず	2.4%

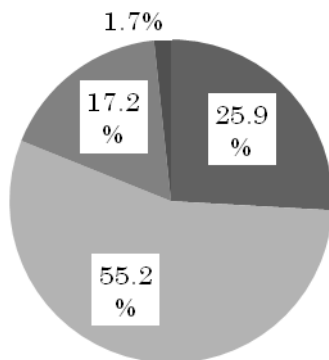


(母親)			
フルタイム	38.0%	現在就労せず	32.2%
育児・介護休暇中	2.3%	就労経験なし	1.8%
パートタイム	25.7%		

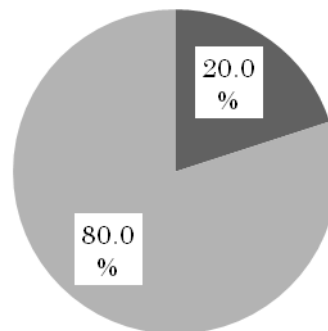


(2) 就労していない母親の就労希望時期と希望する就労形態

(就労希望時期)	
1年以内	25.9%
1年より先	55.2%
希望なし	17.2%
未回答	1.7%

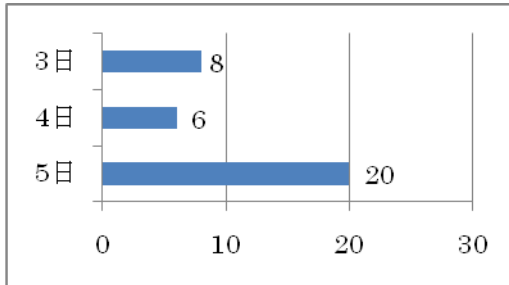


(就労形態)	
フルタイム	20.0%
パートタイム	80.0%



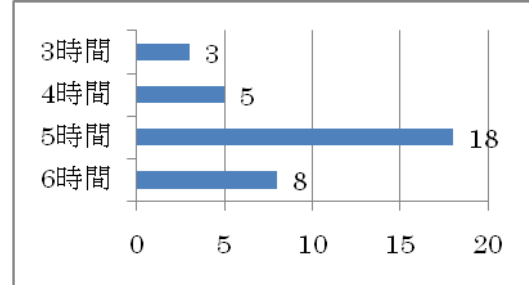
① パートの希望日数・希望時間

(希望日数)



(1日あたりの希望時間)

(人)

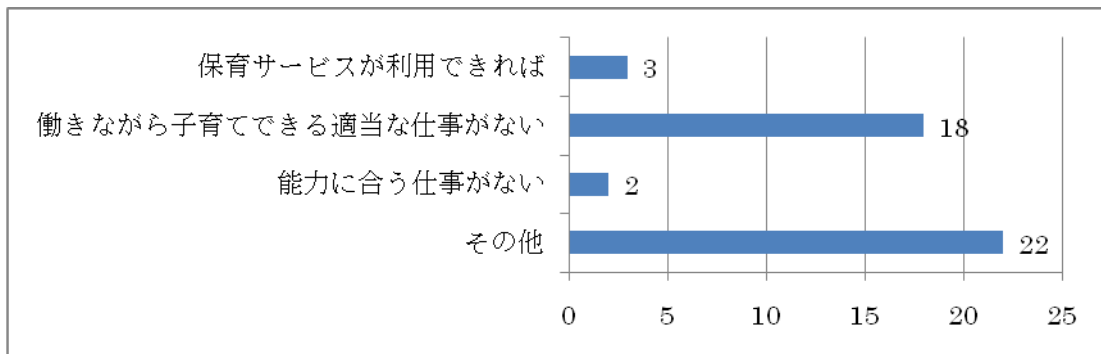


② 就労希望があるが働いていない理由と、子どもが小さいという回答者のうち、何歳になったら就労を希望するか

のうち、何歳になったら就労を希望するか

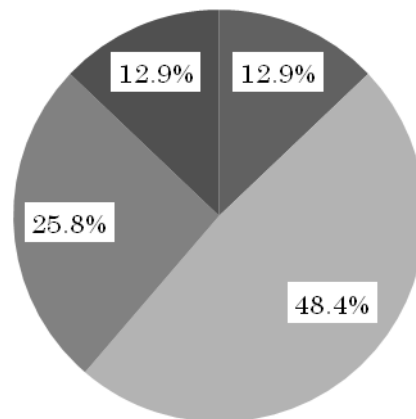
(理由)

(人)



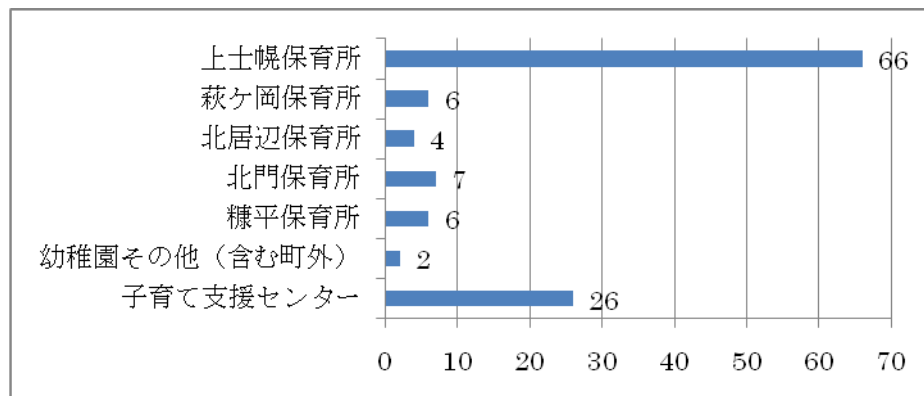
(子どもの年齢)

1～2歳	12.9%
3～5歳	48.4%
6～8歳	25.8%
9歳以上	12.9%



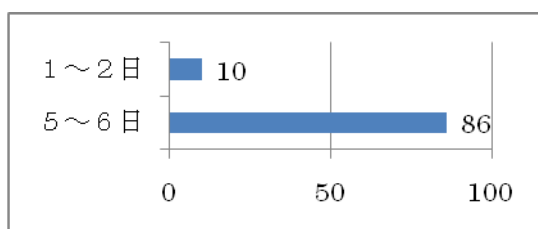
3 就学前（小学校入学前）の保育サービスの利用

(1) 利用している保育サービスの種類（複数回答可） (人)

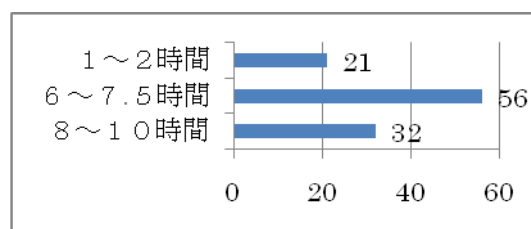


(ア) 利用日数と1日あたりの利用時間 (人)

(日数)

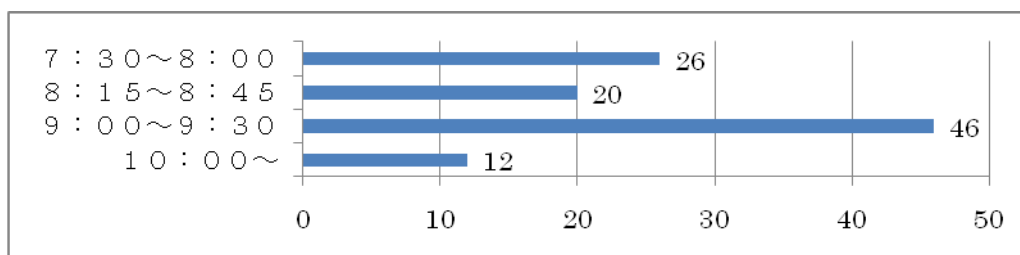


(時間)

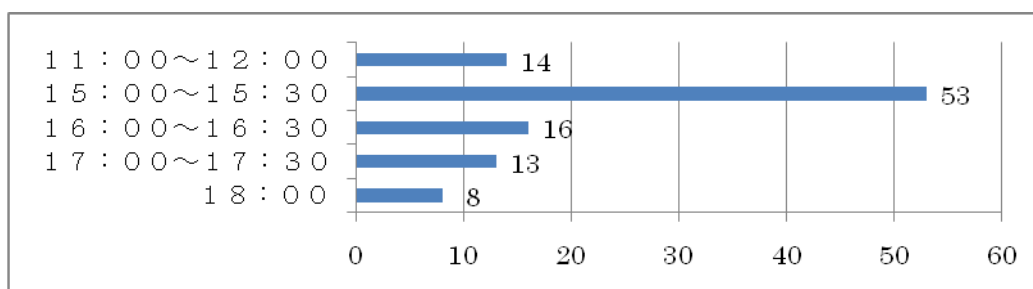


(イ) 開始時間と終了時間

(開始)

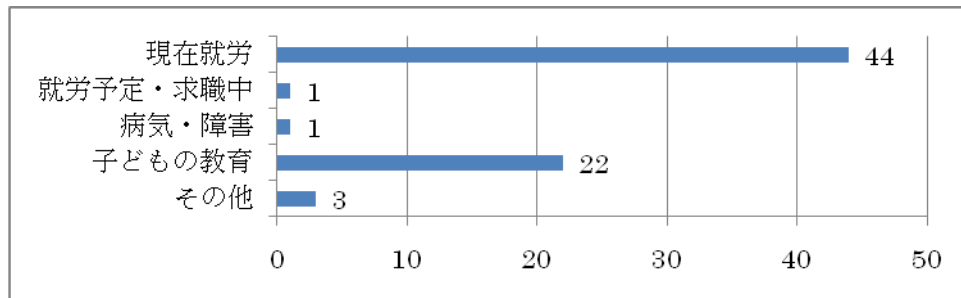


(終了)



(ウ) 保育サービスを利用している理由

(人)



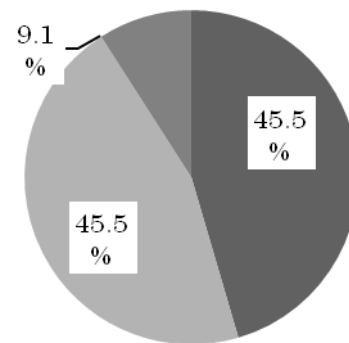
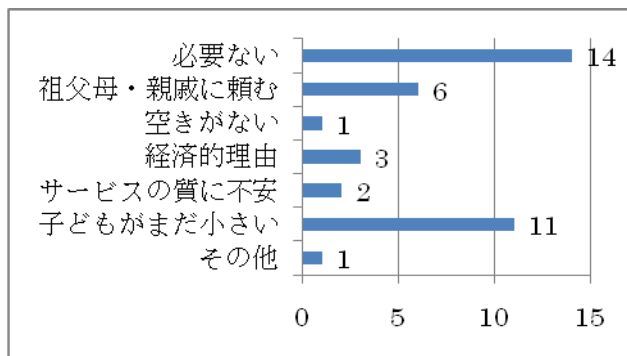
(エ) 保育サービスを利用していない理由と、子どもが小さいという回答者のうち、預けようと考えている年齢

(理由)

(子どもの年齢)

(人)

3歳 45.5%
4歳 45.5%
5歳 9.1%

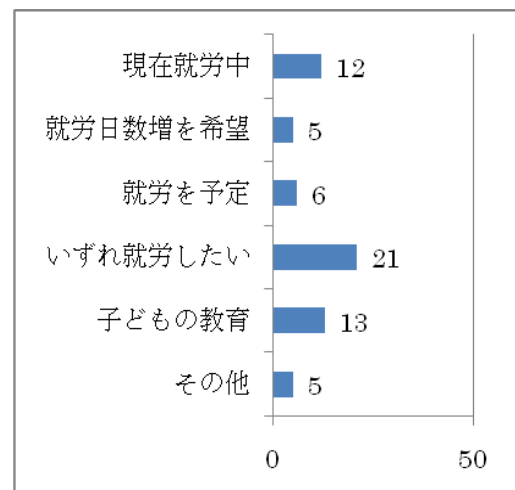
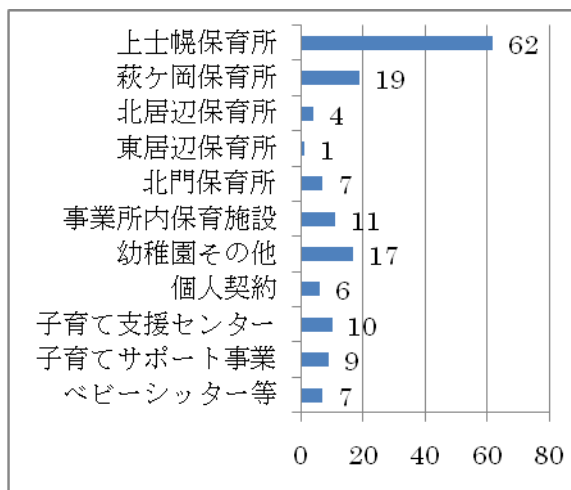


(2) 今後の保育サービスの利用希望と希望する理由

(利用希望)

(希望する理由)

(人)

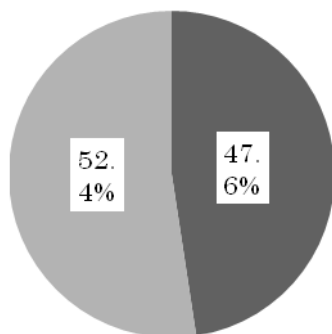


4 就学前（小学校入学前）の病児・病後児保育

（1） 病気などによる保育の中止の有無と対処方法

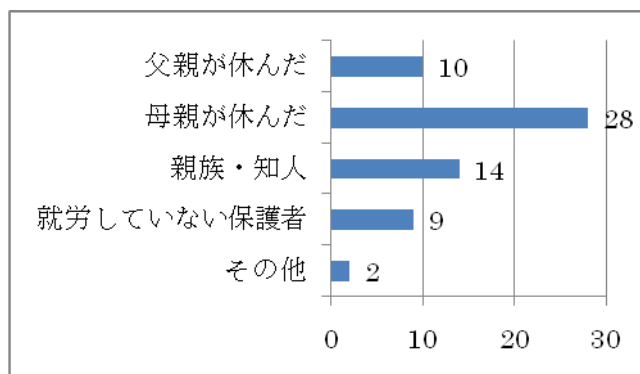
（有無）

ある 47.6%
ない 52.4%



（対処方法）

（人）



5 就学前（小学校入学前）の一時預かり

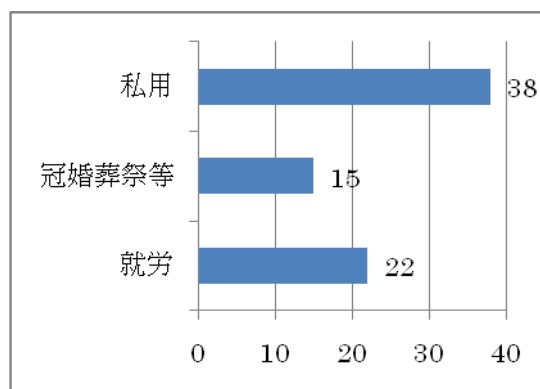
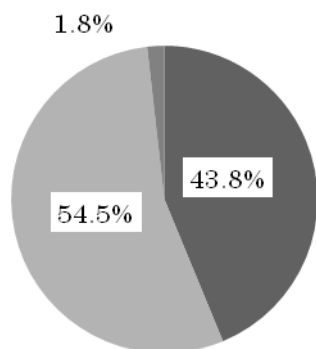
(1) 一時預かりの有無と理由

(有無)

ある 43.8%
 ない 54.5%
 未回答 1.8%

(一時預かりの理由)

(人)



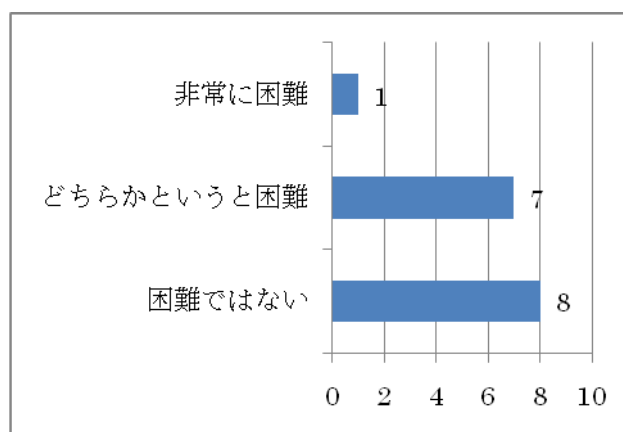
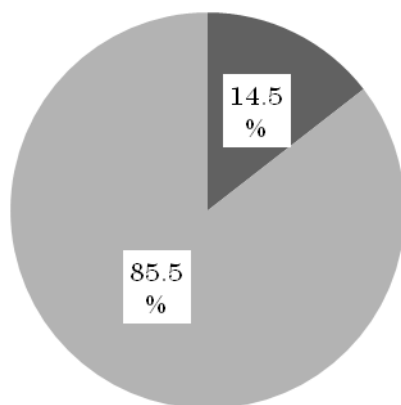
(2) 宿泊を伴う一時預かりの有無と困難度

(有無)

ある 14.5%
 ない 85.5%

(困難度)

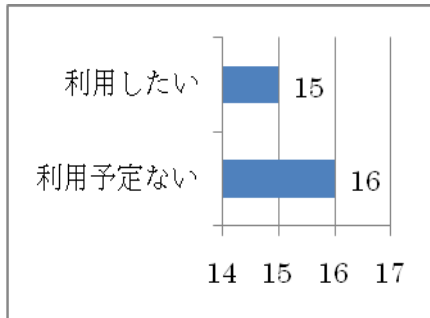
(人)



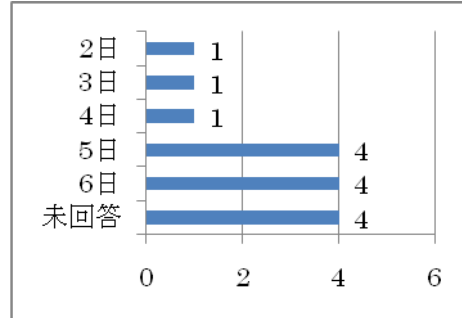
6 学童保育所について

(1) 就学予定の子どものいる家庭で、学童保育所利用希望の有無と希望する日数 (人)

(有無)



(日数)



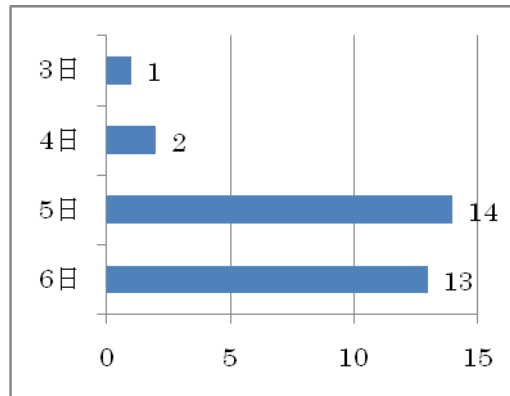
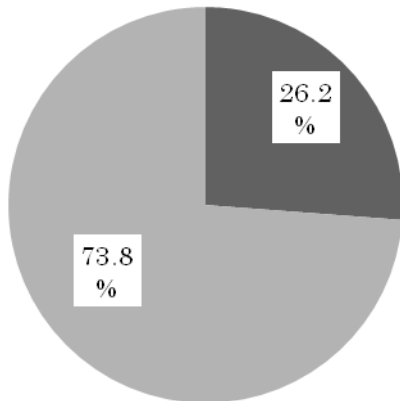
(2) 学童保育所の利用の有無と利用日数 (人)

(有無)

ある 26.2%
ない 73.8%

(日数)

(人)

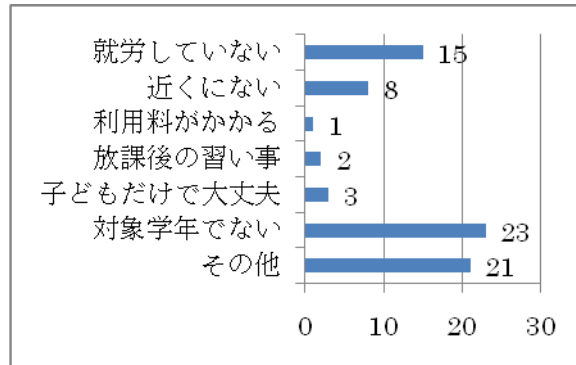
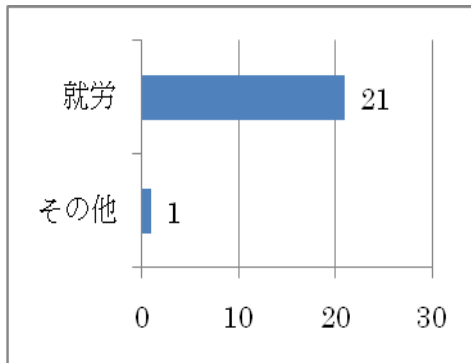


(ア) 学童保育所の利用理由と利用しない理由

(人)

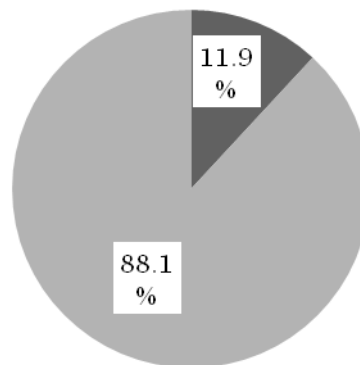
(利用している)

(利用していない)



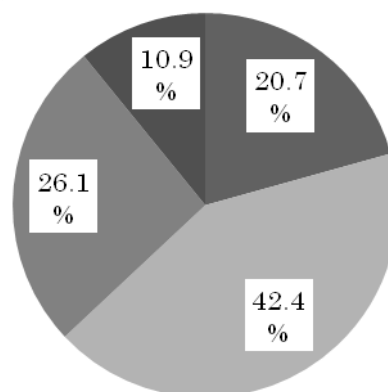
(イ) 利用していない人の今後の利用希望

利用希望ある 11.9%
利用希望ない 88.1%



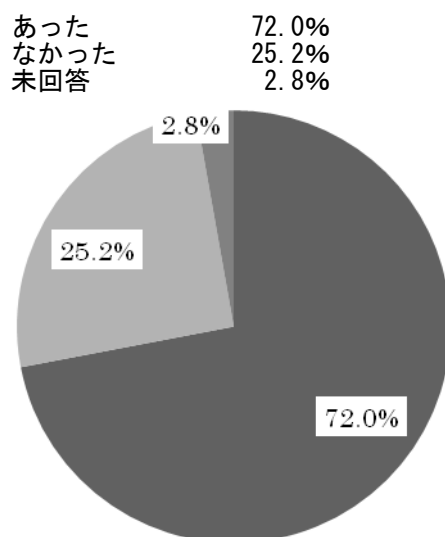
(3) 4年生以降の放課後の過ごし方の希望

学童保育所の対象年齢延長 20.7%
習い事など 42.4%
特になし 26.1%
その他 10.9%



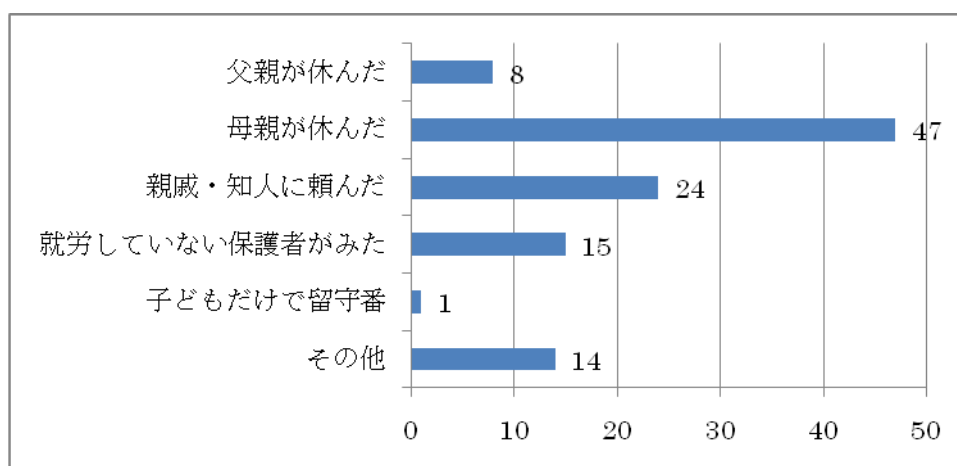
7 小学生の病児・病後児保育

(1) 病気等により学校を休んだことの有無と対処方法 (有無)



(対処方法)

(人)



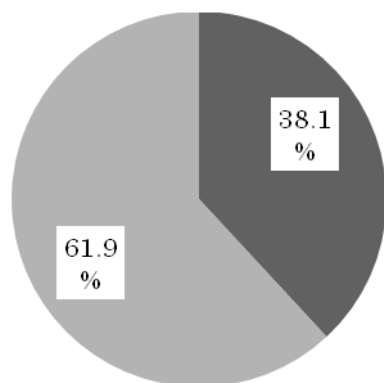
8 小学生の一時預かり

(1) 一時預かりの有無と対処方法

(有無)

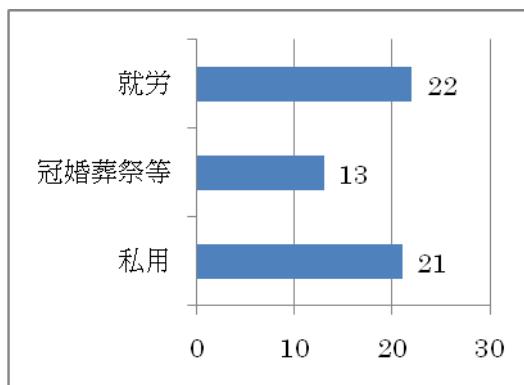
あった
なかった

38.1%
61.9%



(対処方法)

(人)

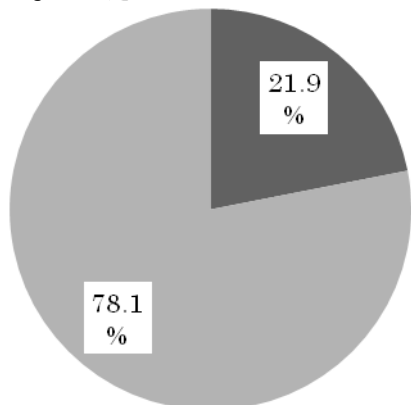


(2) 宿泊を伴う一時預かりの有無と困難度

(有無)

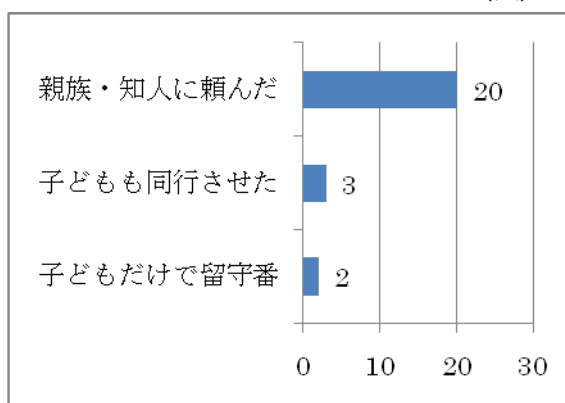
あった
なかった

21.9%
78.1%



(対処方法)

(人)



9 過ごし方

(1) 冬期・平日の小学生の居場所（上位5項目、割合（1%以下の値は略、以下同じ））

時間帯	1	2	3	4	5
14～16時	・学校 [42.2%]	・学童保育所 [18.9%]	・家で大人と一緒 [17.8%]	・友達の家 ・クラブ活動等 [4.4%]	・家で兄弟姉妹と一緒 ・塾や習い事 [3.3%]
16～18時	・家で大人と一緒 [37.5%]	・クラブ活動等 [25.0%]	・学童保育所 [12.5%]	・家で1人 [8.0%]	・友達の家 [5.7%]
18～20時	・家で大人と一緒 [83.1%]	・クラブ活動等 [12.4%]	・塾や習い事 [2.2%]	・家で兄弟姉妹と一緒 ・家で1人 [1.1%]	—
20時以降	・家で大人と一緒 [98.9%]	・家で兄弟姉妹と一緒 [1.1%]	—	—	—

(2) 冬期・土曜日の小学生の居場所

時間帯	1	2	3	4	5
9～12時	・家で大人と一緒 [64.4%]	・学童保育所 [12.6%]	・クラブ活動等 [8.0%]	・家で1人 ・家で兄弟姉妹と一緒 ・塾や習い事 [3.4%]	・公共施設（スポーツセンター等） [2.3%]
12～14時	・家で大人と一緒 [70.1%]	・学童保育所 [12.6%]	・家で兄弟姉妹と一緒 [3.4%]	・公園などで友達と一緒 ・クラブ活動等 ・塾や習い事 [2.3%]	・家で1人 ・友達の家 ・公共施設 [1.1%]
14～16時	・家で大人と一緒 [58.6%]	・学童保育所 [12.6%]	・家で兄弟姉妹と一緒 ・友達の家 [6.9%]	・公園などで友達と一緒 [5.7%]	・クラブ活動等 [4.6%]
16～18時	・家で大人と一緒 [68.5%]	・学童保育所 ・クラブ活動等 [7.9%]	・家で兄弟姉妹と一緒 ・友達の家 [5.6%]	・家で1人 ・塾や習い事 [1.1%]	—
18～20時	・家で大人と一緒 [94.3%]	・クラブ活動等 [3.4%]	・学童保育所 ・家で兄弟姉妹と一緒 [1.1%]	—	—
20時以降	・家で大人と一緒 [97.8%]	・家で兄弟姉妹と一緒 [1.1%]	—	—	—

(3) 冬期以外・平日の小学生の居場所

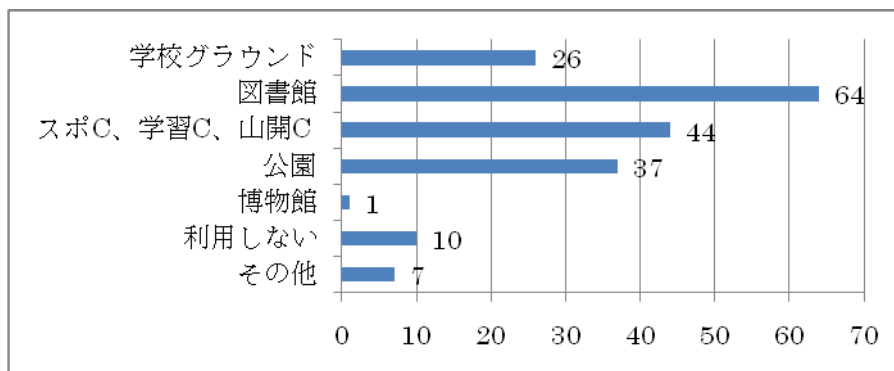
時間帯	1	2	3	4	5
14～16時	・学校 [46.1%]	・学童保育所 [19.1%]	・家で大人と一緒 ・公園などで友達と一緒に [11.2%]	・友達の家 [3.4%]	・家で兄弟姉妹と一緒に ・クラブ活動等 ・塾や習い事 [3.6%]
16～18時	・家で大人と一緒に [33.7%]	・クラブ活動等 [20.9%]	・学童保育所 [14.0%]	・友達の家 [8.1%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [7.0%]
18～20時	・家で大人と一緒に [85.2%]	・クラブ活動等 [10.2%]	・塾や習い事 [2.3%]	・家で兄弟姉妹と一緒に ・家で1人 [1.1%]	—
20時以降	・家で大人と一緒に [98.9%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [1.1%]	—	—	—

(4) 冬期以外・土曜日の小学生の居場所

時間帯	1	2	3	4	5
9～12時	・家で大人と一緒に [63.6%]	・学童保育所 [12.5%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [6.8%]	・クラブ活動等 [5.7%]	・塾や習い事 [3.4%]
12～14時	・家で大人と一緒に [61.4%]	・学童保育所 [13.6%]	・公園などで友達と一緒に [6.8%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [4.5%]	・友達の家 ・クラブ活動等 [4.5%]
14～16時	・家で大人と一緒に [58.0%]	・学童保育所 [13.6%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [8.0%]	・友達の家 ・公園などで友達と一緒に [6.8%]	・公共施設 ・クラブ活動等 [1.1%]
16～18時	・家で大人と一緒に [65.6%]	・学童保育所 [10.0%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [6.7%]	・友達の家 ・クラブ活動等 [5.6%]	・家で1人 [1.8%]
18～20時	・家で大人と一緒に [94.4%]	・学童保育所 ・クラブ活動等 [2.2%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [1.1%]	—	—
20時以降	・家で大人と一緒に [96.7%]	・家で兄弟姉妹と一緒に [1.1%]	—	—	—

(5) よく利用している公共施設(複数回答可)

(人)

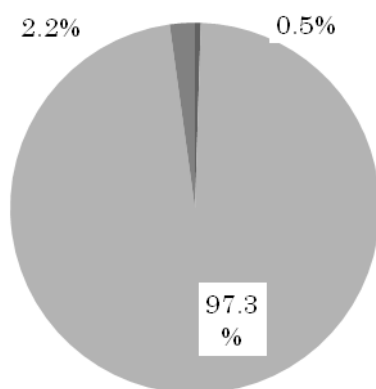


10 子育てサポート事業

(1) 子育てサポート事業の利用の有無と利用しない理由

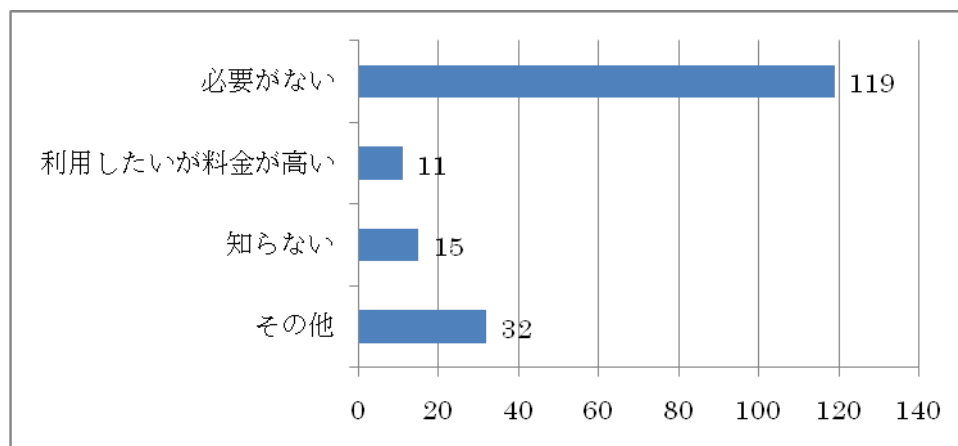
(有無)

利用している	0.5%
利用していない	97.3%
未回答	2.2%



(理由) (複数回答可)

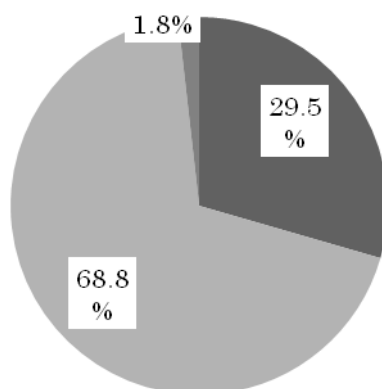
(人)



11 子育て支援センター

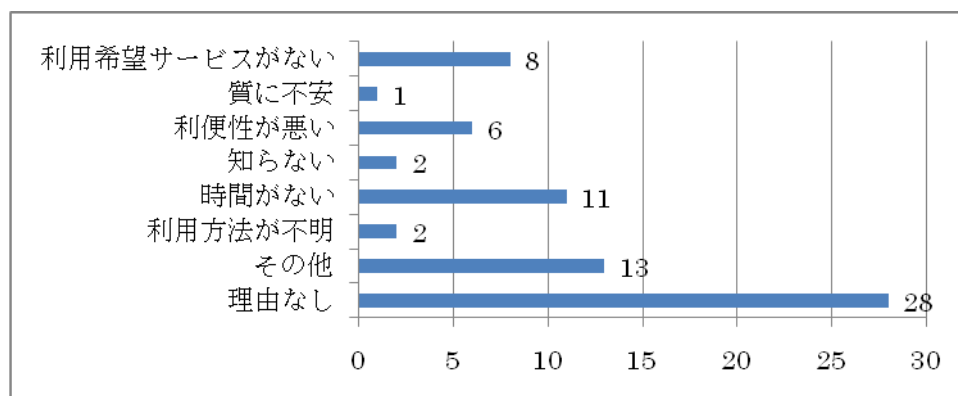
(1) 子育て支援センターの利用の有無

利用している	29.5%
利用していない	68.8%
未回答	1.8%

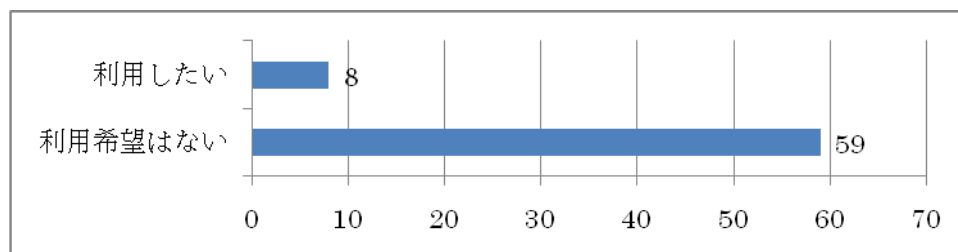


(2) 利用していない理由と利用していない人の今後の利用希望 (人)

(理由)



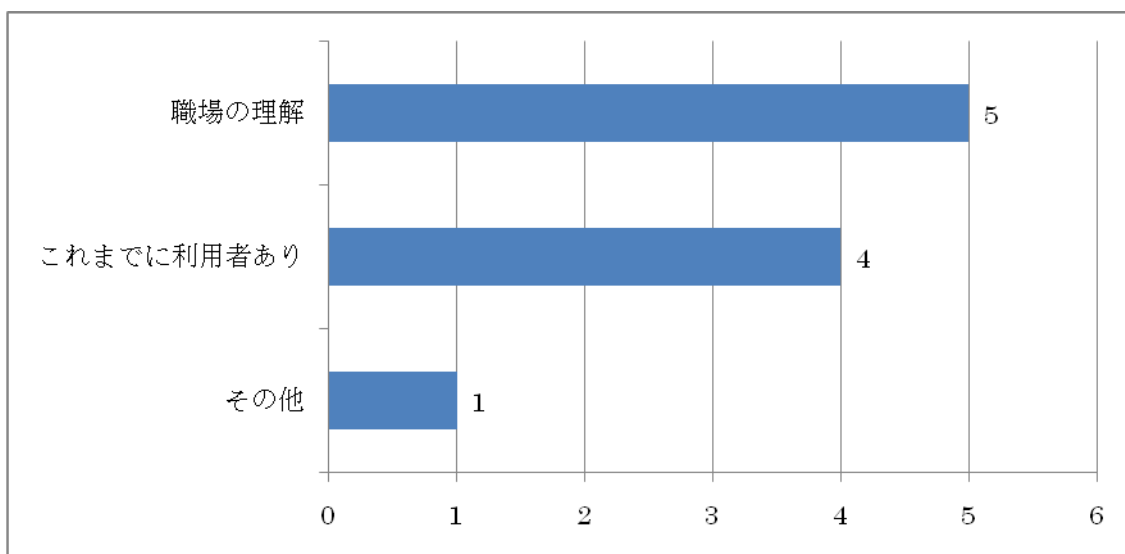
(今後の希望)



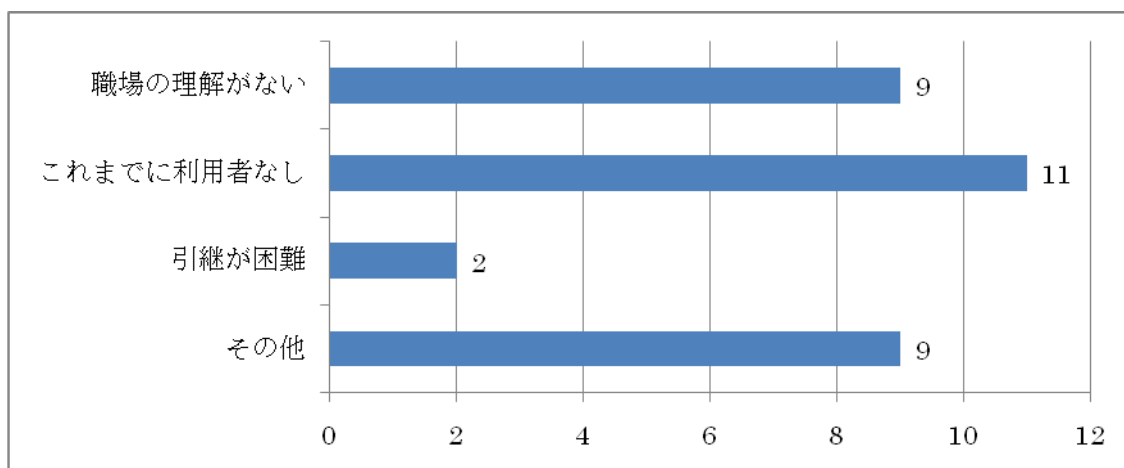
12 育児休業制度

(1) 育児休業制度について、利用しやすかった・しづらかったという回答
のそれぞれ主な理由

(利用しやすかった理由)



(利用しづらかった理由)



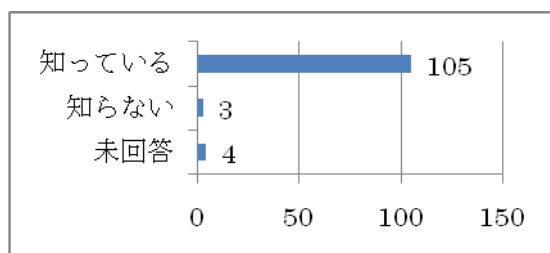
13 子育てに関する保護者の意識等

(1) 子育て支援サービスの認知度と利用度

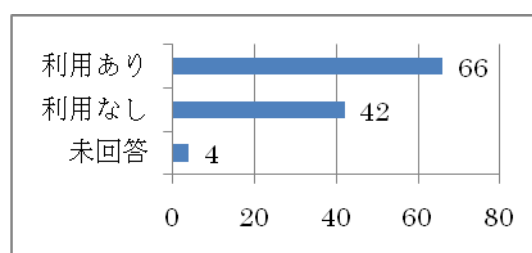
(人)

(ア) パパママ教室

(認知度)

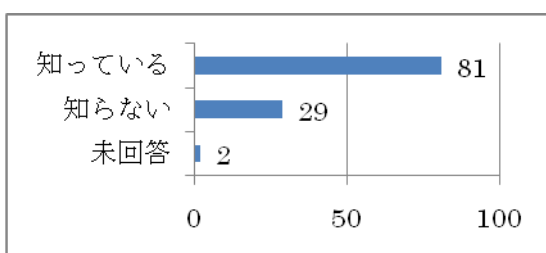


(利用度)

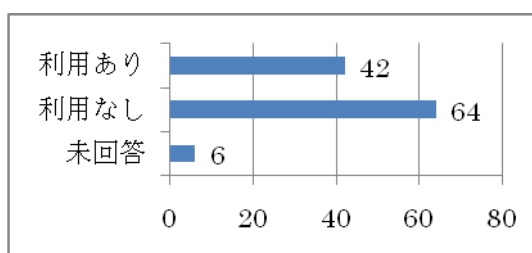


(イ) ふれあいプラザの子育て情報

(認知度)

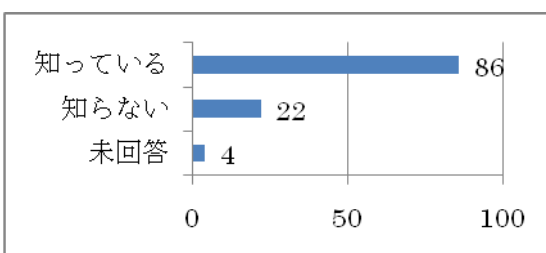


(利用度)

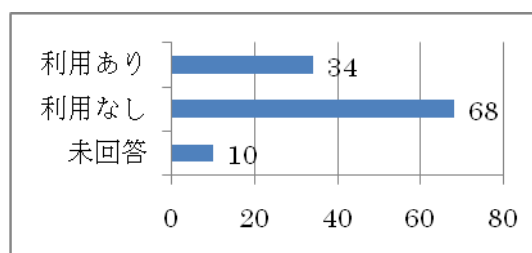


(ウ) 保育所の開放

(認知度)

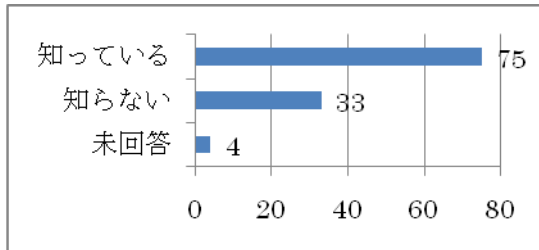


(利用度)

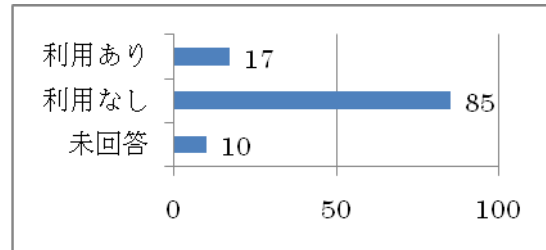


(エ) 発達支援センター

(認知度)

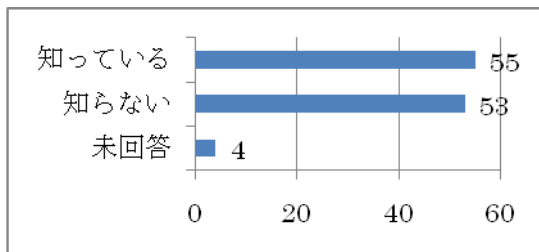


(利用度)

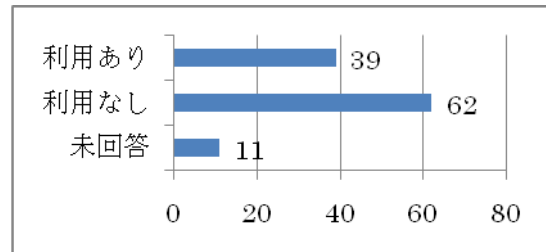


(オ) 子育て支援センターの子育て情報

(認知度)

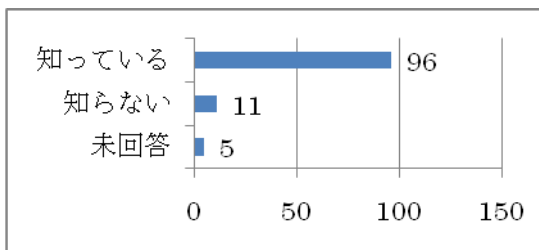


(利用度)

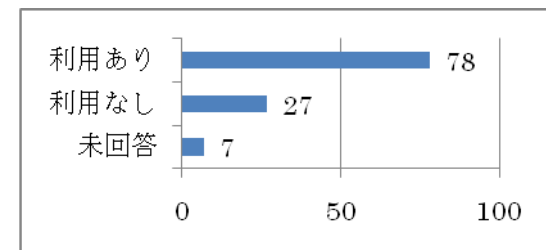


(カ) 赤ちゃん訪問

(認知度)

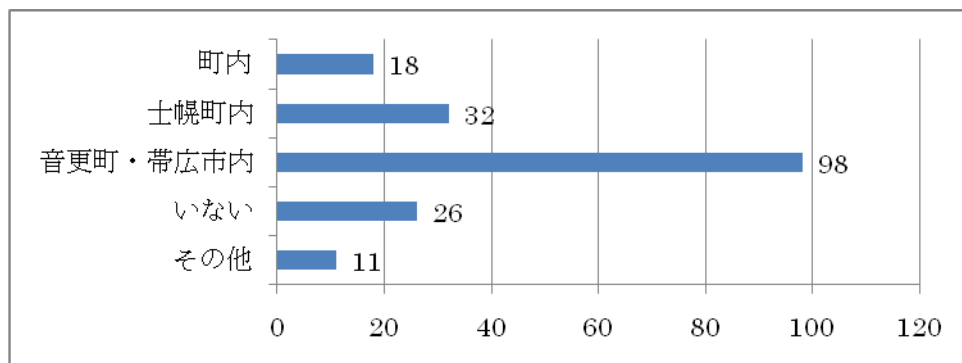


(利用度)



(2) 子どものかかりつけ医の存在

(人)

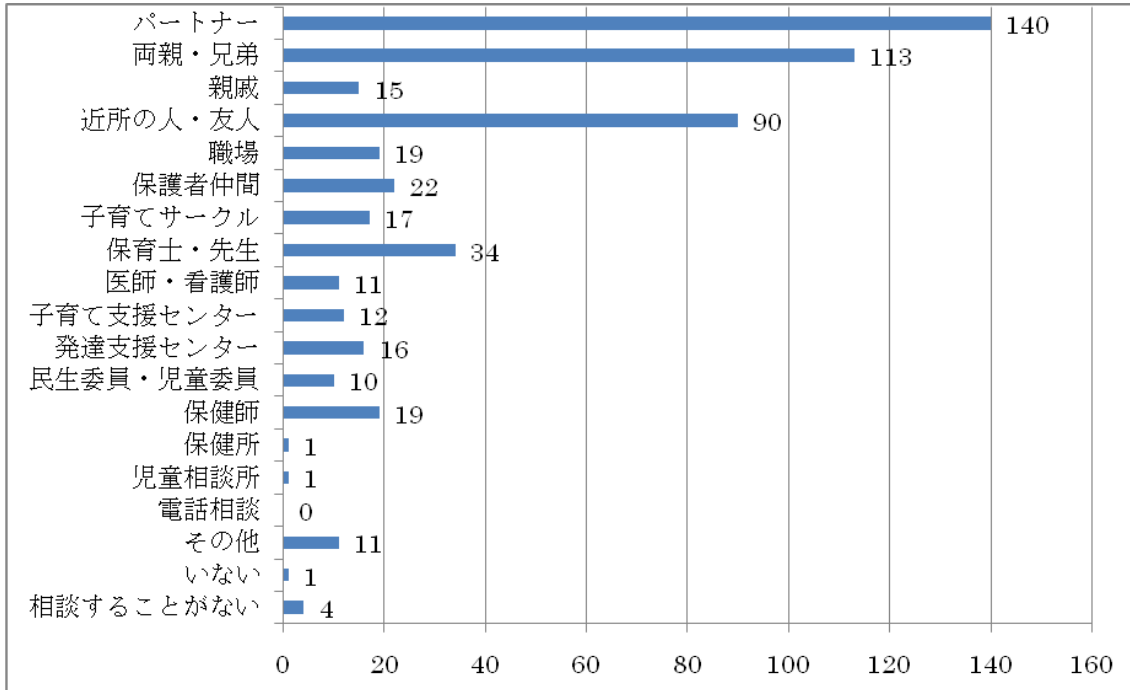


(3) 育児に関する悩み事の相談相手と子育て情報の入手先

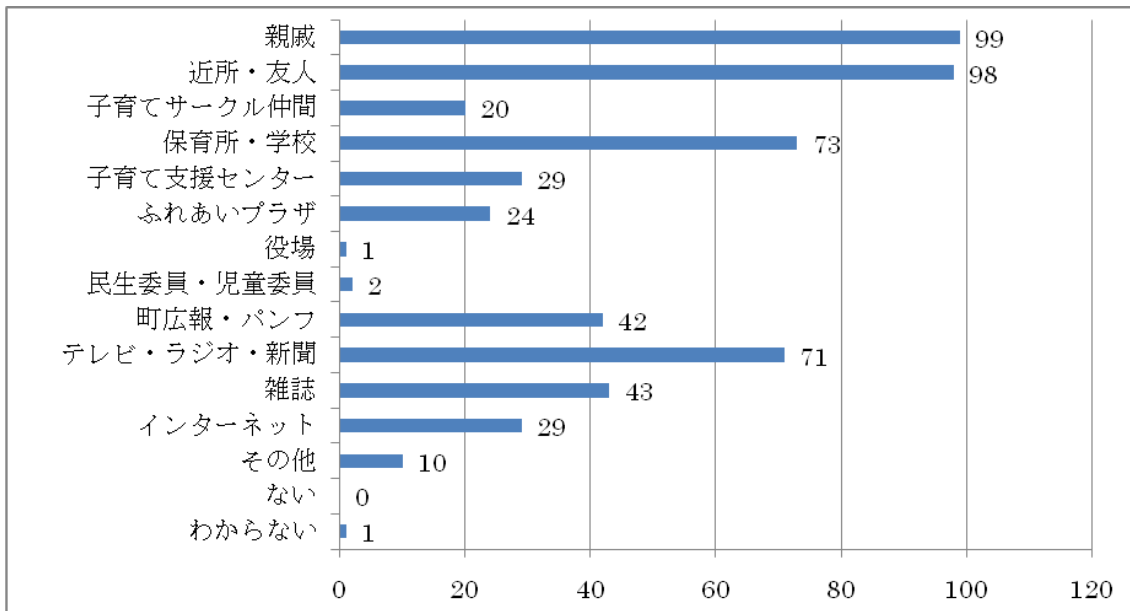
(複数回答可)

(人)

(相談相手)

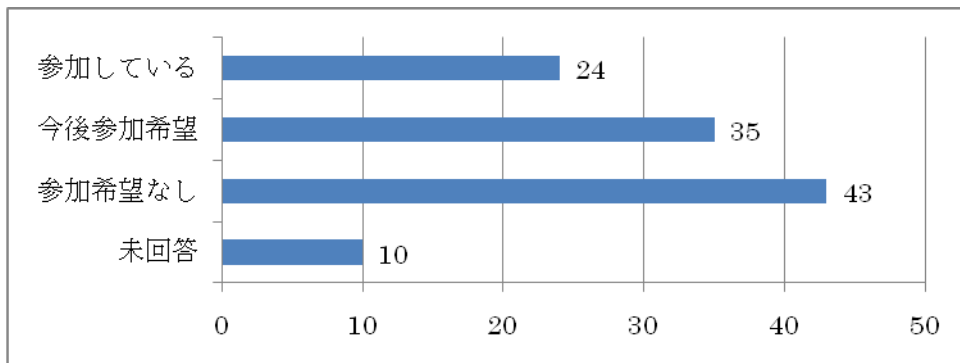


(入手先)



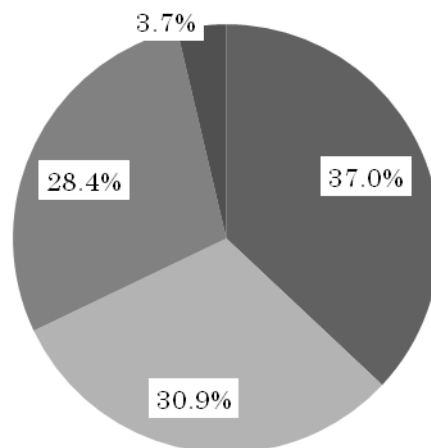
(4) 子育てサークル等への参加

(人)



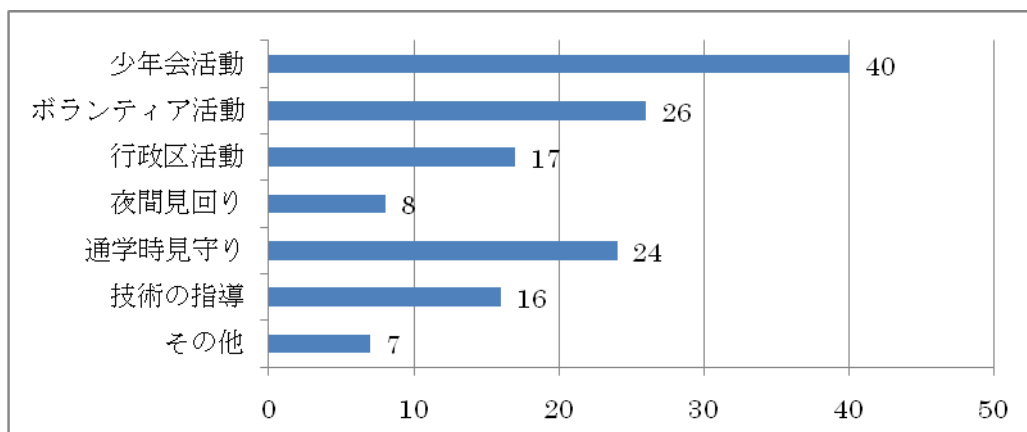
(5) 行政に望む支援 (複数回答可)

活動場所の提供	37.0%
PRへの支援	30.9%
保育士などによる支援	28.4%
未回答	3.7%



(6) 保護者が行うべき社会活動 (複数回答可)

(人)

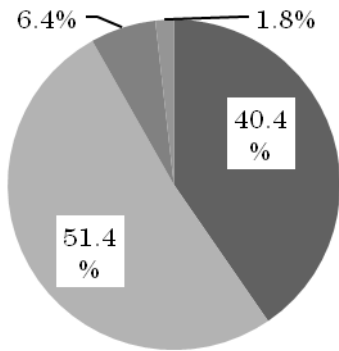


【母子保健に関するニーズ調査】

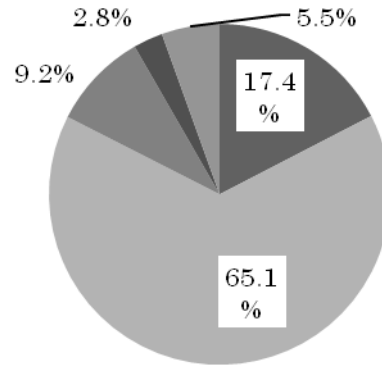
1 母子保健事業

(1) 妊娠・出産と赤ちゃん健診等への評価

(妊娠・出産)	
大変満足	40.4%
ほぼ満足	51.4%
あまり満足していない	6.4%
満足していない	0.0%
未回答	1.8%



(赤ちゃん健診等)	
大変満足	17.4%
ほぼ満足	65.1%
あまり満足していない	9.2%
満足していない	2.8%
未回答	5.5%



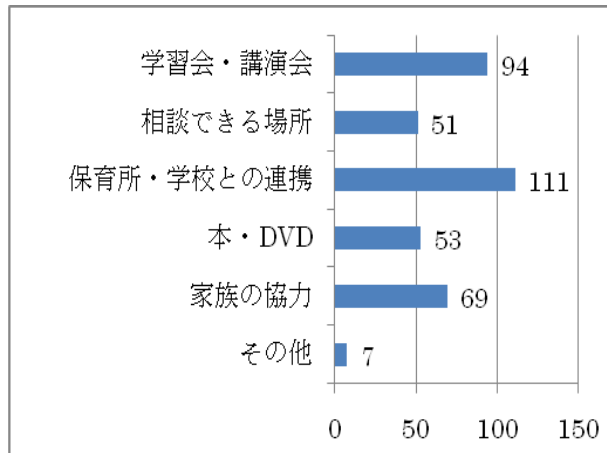
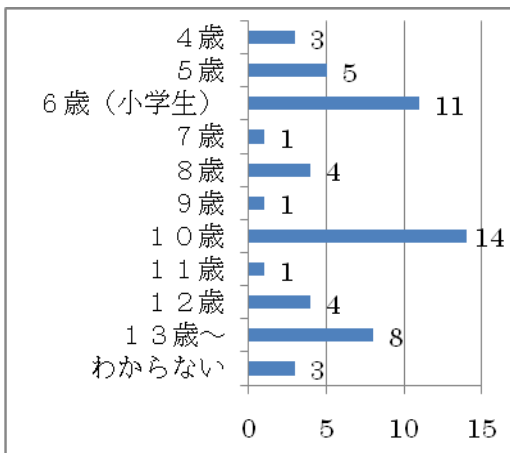
(2) 性教育がまだ早いと考える人のうち、適当だと考える年齢と家庭の性教育に必要なもの

(年齢)

(家庭の性教育に必要なもの)

(人)

(複数回答可)

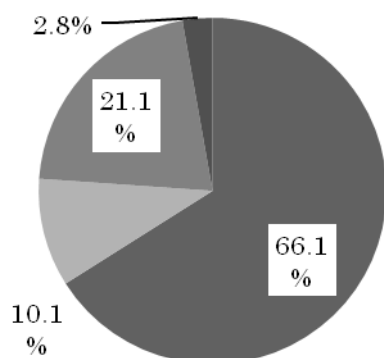


2 子育て中の状況

(1) 子育ての中でのゆったりした時間

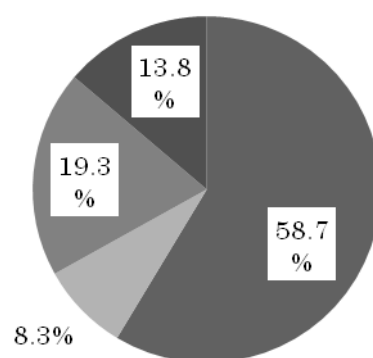
(お母さん)

ある	66.1%
ない	10.1%
どちらとも言えない	21.1%
未回答	2.8%



(お父さん)

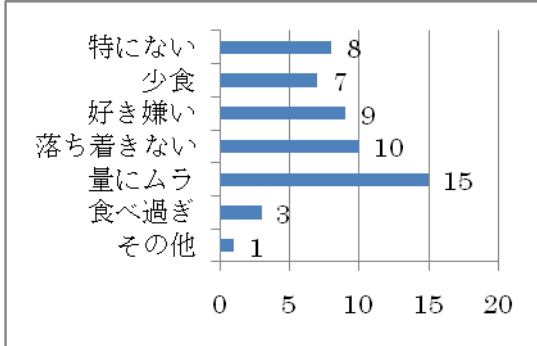
ある	58.7%
ない	8.3%
どちらとも言えない	19.3%
未回答	13.8%



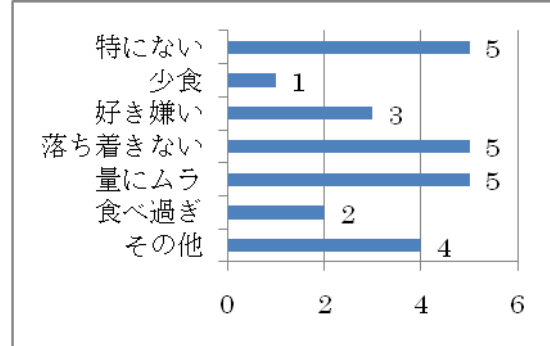
3 子どもの生活状況（4～5歳中心）

(1) 子どもの食事で気になること（複数回答可） (人)

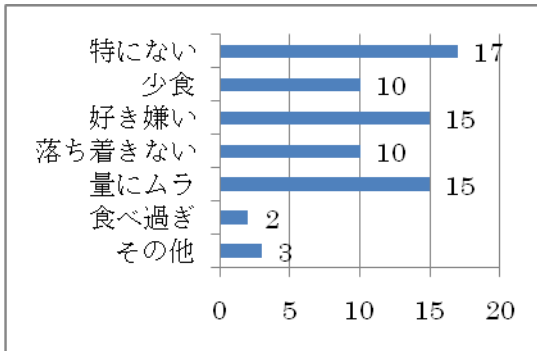
(4歳)



(5歳)



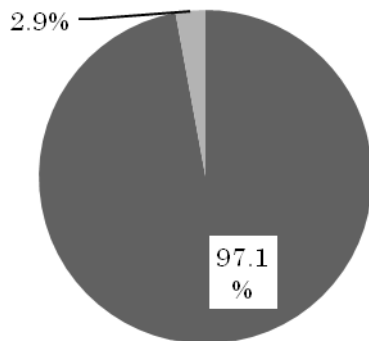
(小学生)



(2) 子どもの朝食の回数

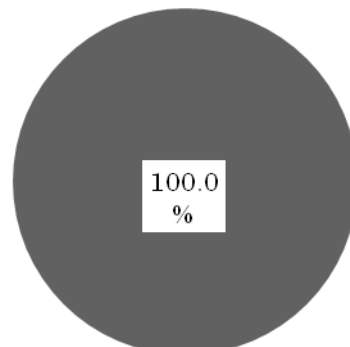
(4歳)

毎日摂る 97.1%
週のうち1～2日摂らない 2.9%



(5歳)

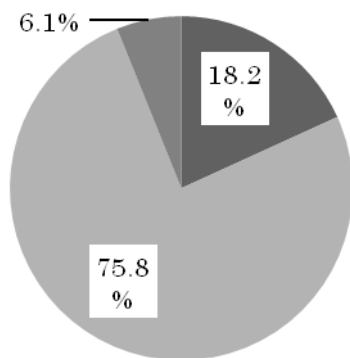
毎日摂る 100.0%



(3) 子どもの1日の間食の回数

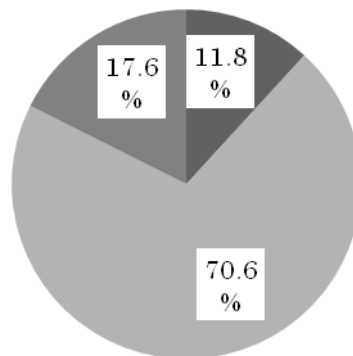
(4歳)

1回	18.2%
2回	75.8%
3回以上	6.1%



(5歳)

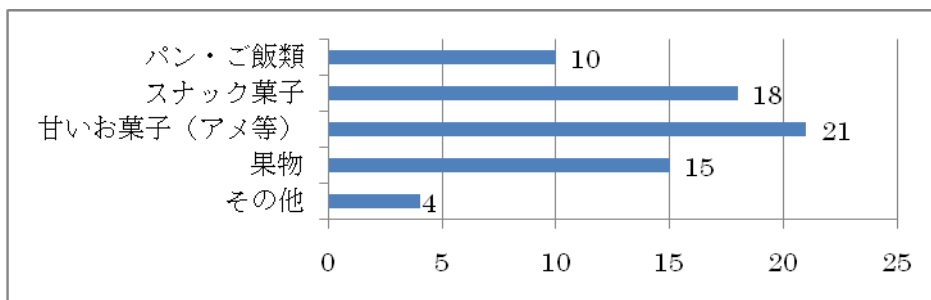
1回	11.8%
2回	70.6%
3回以上	17.6%



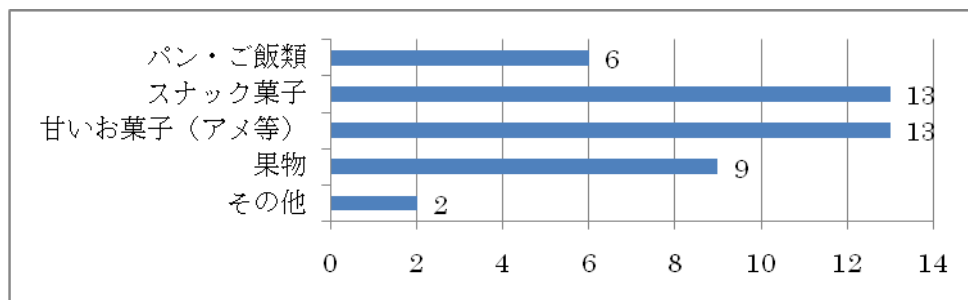
(ア) 間食の食べ物の内容(複数回答可)

(人)

(4歳)



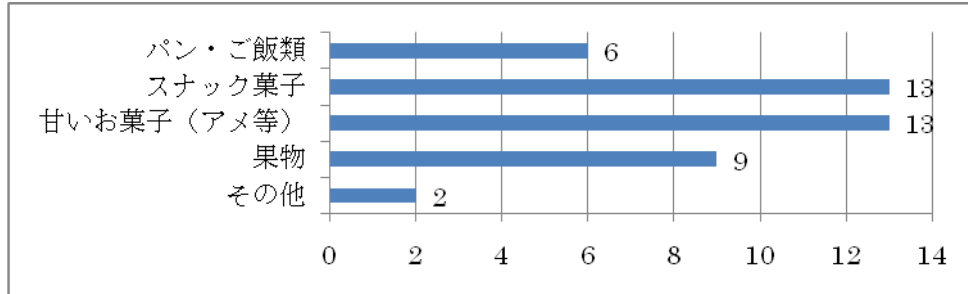
(5歳)



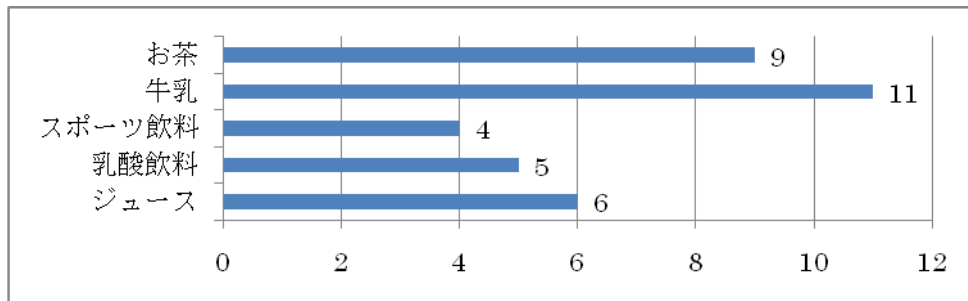
(イ) 間食の飲み物の内容(複数回答可)

(人)

(4歳)



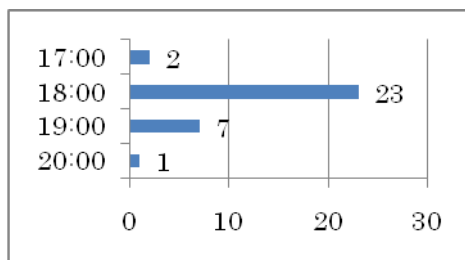
(5歳)



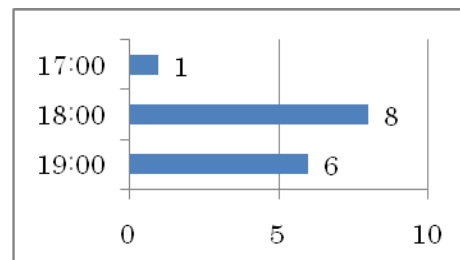
(4) 夕食の時間

(人)

(4歳)



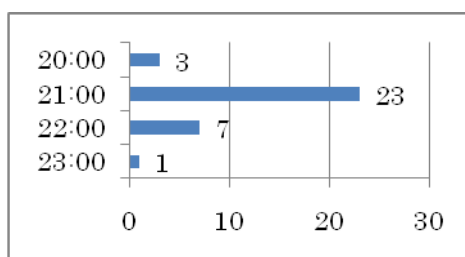
(5歳)



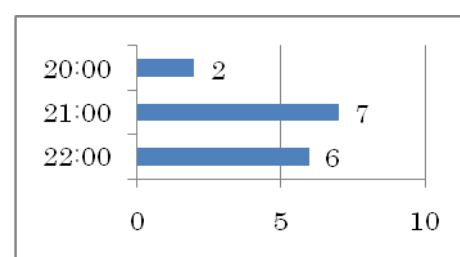
(5) 就寝時間

(人)

(4歳)

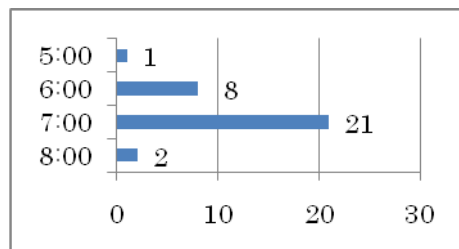


(5歳)

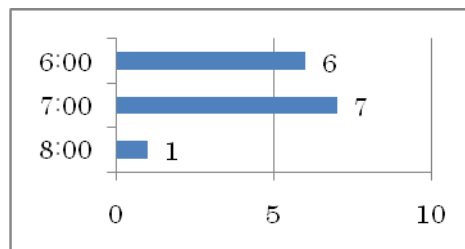


(6) 起床時間 (人)

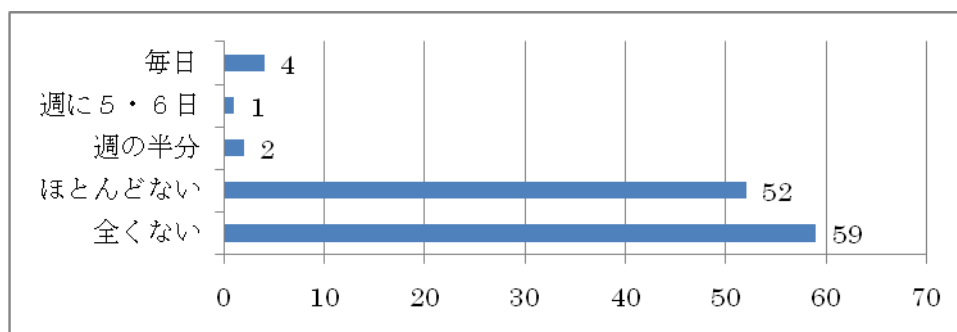
(4歳)



(5歳)



(7) 子どもだけの食事の有無 (人)



計画期間中の保育サービス等の目標事業量

事業名	指 標	平成 21 年度 実施予定	平成 26 年度 目 標 量	備 考
通常保育	利用児童数（人）	112	98	児童数の減少を見込んで設定
一時保育	利用日数（日）	200	200	
障がい児保育	箇所数（か所）	1	1	
学童保育所	利用児童数（人）	45	45	
障がいのある子どもの受け入れ箇所数	箇所数（か所）	0	1	
子育て支援センター	箇所数（か所）	1	1	
発達支援センター	箇所数（か所）	1	1	
放課後子ども教室	箇所数（か所）	0	1	
ファミリーサポート事業	箇所数（か所）	1	1	

かみしほろ次世代育成支援地域協議会委員名簿

役職名	氏 名	所 属	備 考
委員 長	伊藤 孝志	上士幌町校長会	萩ヶ岡小学校長
副委員長	斉藤 博子	上士幌町社会教育委員会	委員
委 員	西田 留里子	上士幌町民生委員児童委員協議会	主任児童委員
	牧野 瞳	保育所保護者の会	会長
	大江 千恵	学童保育所父母の会	会員
	寺戸 浩司	上士幌連合PTA	副会長
	小島 徹	上士幌町商工会	理事
	・見 仁	上士幌町農業協同組合	購買部長
	福島 晋	連合北海道上士幌地区連合会	副会長
	早坂 義人	上士幌町青年会	会長
	保里 明子	めんどりの会	代表
	那須 襄太郎	上士幌町老人クラブ連合会	会長
	是澤 芳枝	一般公募	
	野々村 重信	一般公募	

かみしほろ次世代育成支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120条）第8条第3項に基づき上士幌町における次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、行動計画の策定を目的として、かみしほろ次世代育成支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事務について調査及び検討を行い、次世代育成支援対策の総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めるため必要となる措置についての協議を行い行動計画を策定する。

- (1) 地域における子育て支援に関すること
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進に関すること
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に関すること
- (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保に関すること
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進に関すること
- (6) 子ども等の安全の確保に関すること
- (7) 要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進に関すること
- (8) その他次世代育成支援に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・福祉関係者、子育て支援関係者等のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。
- 4 委員の任期は、行動計画の策定完了時までとする。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 地域協議会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第5条 地域協議会の庶務は、保健福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

かみしほろ次世代育成支援行動計画

平成 2 2 年 3 月

編 集 上士幌町保健福祉課
発 行 上士幌町
〒080-1492 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 2 3 8 番地
TEL (01564) 2-2111
FAX (01564) 2-4637
E-mail hokenfukushika@town.kamishihoro.hokkaido.jp